

東大阪市子ども・子育て会議（第6回）

会 議 次 第

平成26年3月10日(月)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎22階 会議室1・2

1. 開会

2. 議事

(1) 幼保連携検討部会からの意見書について【資料1】

(2) ニーズ量について【資料2】

(3) 各種設置基準案について【資料3】

(4) 放課後児童クラブについて【資料4】

(5) 確認制度について【資料5】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

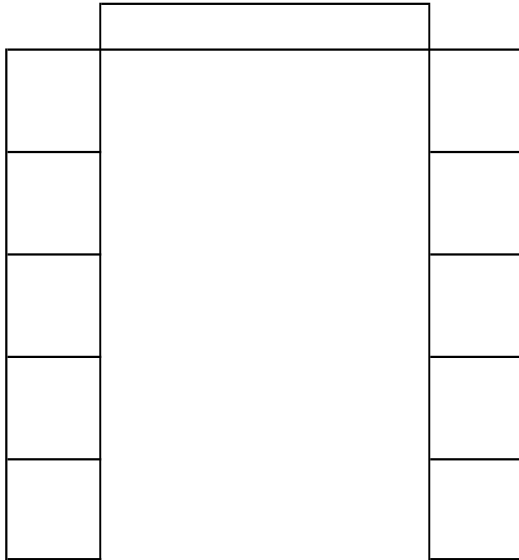
		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	寺田 泰政
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	藤井 教一
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第6回） 配席表

入口

関川会長
○
中川副会長
○

寺田委員 ○
中泉委員 ○
平川委員 ○
古川委員 ○
松葉委員 ○
森内委員 ○
八木委員 ○
吉岡委員 ○

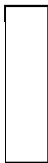


○ 阿部委員
○ 井上委員
○ 小田委員
○ 櫛田委員
○ 佐藤委員
○ 千谷委員
○ 高山委員
○ 竹村委員
○ 藤井教之委員

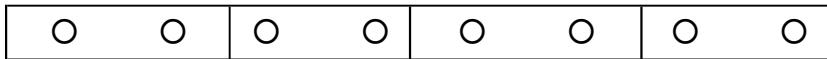
事務局

○ 保育室長
○ 子ども家庭室長
○ 子ども家庭課長
○ 保育課長
○ 青少年スポーツ室長

傍聴席



地域社会研究所



健康づくり課長
山本

学校管理部長
朝田

教育次長
南谷

副市長
立花

子どもすこやか部長
田村

社会教育部長
川崎

学校管理部次長
清水

東大阪市子ども・子育て会議（第6回）

配布資料一覧

- 資料1-1 子ども・子育て支援事業計画に関する幼保連携検討部会からの意見書
- 資料1-2 子ども・子育て支援事業計画への上申案意見書(イメージ)
- 資料2-1 平成27年度から平成31年度における教育保育及び地域型支援事業のニーズ量について
- 資料2-2 需給量（認可定員ベース）（平成27年度）
- 資料3-1 幼保連携型認定こども園の設置基準について
- 資料3-2 地域型保育事業について
（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）
- 資料4 放課後児童育成クラブの基準について
- 資料5 確認制度
- 参考資料 省令（案）
- 参考資料2 子ども・子育て支援事業イメージ案について

平成26年3月10日

子ども・子育て会議

会長 関川 芳孝 様

幼保連携検討部会

部会長 中川 千恵美

子ども・子育て支援事業計画に関する意見書（提言）

幼保連携検討部会では、平成25年11月8日から平成26年2月28日までに4回の部会を開催し、公立保育所および公立幼稚園の現状・課題、今後のあり方および子ども・子育てにおける公が果たす役割を中心として会議を進めてまいりました。

検討にあたっては、公立施設の視点だけではなく、様々な事業を実施している民間施設の視点も含めて、市として、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度のもとでどのような取り組みを進めていくか論議を深めました。

これらの論議をもとに、公の果たす役割、公立施設と民間施設の機能再編、公立施設の将来像、公立施設の今後の方向性について一定の意見集約をはかりました。また、公立の幼保連携型認定こども園を推進するため今後検討すべき課題についても言及いたしました。

各事項については以下のとおりです。

（平成26年2月28日付幼保連携検討部会提出資料「子ども・子育て支援事業計画への上申案意見書（イメージ）」（別添）を併せて参照）

1. 公の果たす役割について

子育て環境を取り巻くさまざまな社会環境によるニーズの変化に対応するべく、公が果たす役割について検討をすすめ、次の4つの柱を基本とすることを提言します。

- (1) 地域における子ども・子育て支援強化
- (2) 民間施設との連携の工夫
- (3) 公の持つ強みに応じた役割再編
- (4) 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

2. 公立施設と民間施設の機能再編について

公立施設と民間施設でこれまでに取り組んできた事業を再度見直し、それぞれの強みに応じた取り組みを進め、その中で、特に、機能面を重視した再編が問われています。

また、機能の見直しに併せ、東大阪市としての質は低下させないためにも、質の担保を図る各種基準を整理することが不可欠です。

民間施設においても、供給量（入園・入所の部分）の提供と共に、障害児保育、要保護・要支援、また在宅で子育てされている方への支援等の様々な事業も実施していることに留意し、今後の需給も勘案し拡充を図ることが重要です。

3. 公立施設の将来像について

公立施設の将来像を描くために、前述しました公の果たす役割として4つの柱を基本として、展開をさせることを提言します。

(1) 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援強化が可能となります。併せて、公の社会資源の有効な活用を図るべきです。

(2) 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校との交流をより一層図らねばなりません。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されます。

(3) 公の持つ強みに応じた役割再編

共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを認識し、役割を整理することにより解決を目指すことが重要です。

(4) 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていかなければなりません。

4. 公立施設の今後の方向性

上記の課題について検討し、子ども・子育て支援新制度において、公立保育所・公立幼稚園はともに平成27年度から施設型給付に移行すべきです。また待機児童解消を目指し、圏域における需給量も確認した上、地域性や民間施設の供給を勘案し、公立の幼保連携型認定こども園などへの移行の具体案の検討を急がねばなりません。その際公立の幼保連携型認定こども園に移行した場合でも、財政としては一般財源で運営されることに十分留意しておかなければなりません。

今後公立の幼保連携型認定こども園を推進するために検討すべき課題については、規則上の課題として職員配置、学級編成の取り扱いや食事の外部搬入を例外的に実施する場合の取り扱い、また、実際の運営上の課題では、1号・2号の子どもで例えば帰宅時

間、食事の提供が異なることへの配慮や兄弟姉妹で入園する場合の子どもの送迎に関するなどが挙げられます。加えて、その他として職員の処遇に関する事項についても今後検討が必要です。

前述の将来像や今後の方向性を実現し、質の担保を図るうえで人材育成が大きな課題となることに留意が必要となります。例えば、子育て相談への対応やより広い社会福祉に関する知識の習得などのスキルアップが挙げられます。また、人材育成を目指すうえで、保育所・幼稚園における人事交流を図ることが喫緊の課題となります。

保育所や幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行しても、公立保育所や公立幼稚園がこれまで大切にしてきた実績や機能を新たに公の役割として活かしていかなければなりません。

以上、策定される子ども・子育て支援事業計画において反映していただきますようお願い申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画への 上申案意見書(イメージ)

◎第3回幼保連携検討部会の主なご意見を記載し、上申案意見書としてとりまとめたもの

平成26年2月28日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

1. 上申案の構成

上申案は、子ども・子育て支援事業計画
の施策展開に記載予定

(イメージ)

事業計画

第1章 趣旨

第2章 基本的な考え方

第3章 施策展開

第4章 事業の具体的な取り組み

第5章 計画の推進にむけて

幼保連携を中心とした
公の取り組み

現状(社会、園)

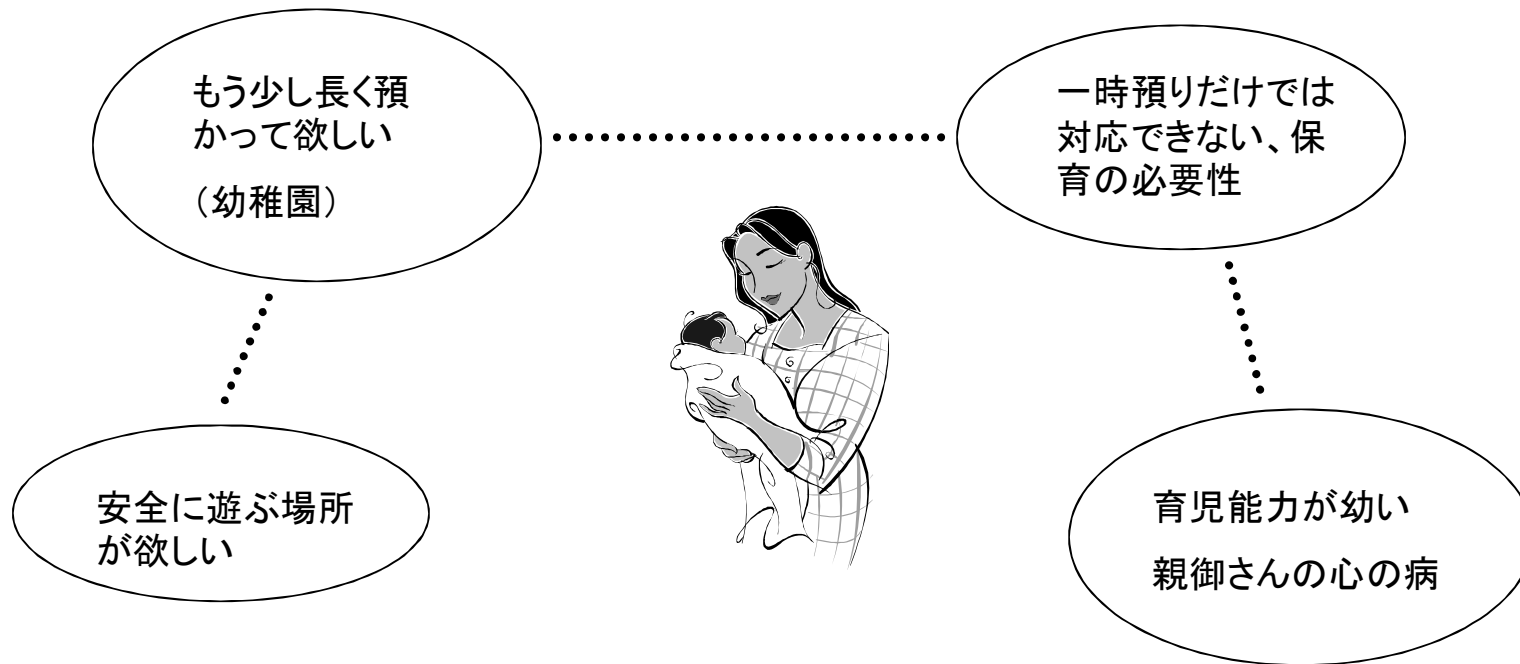
公の果たす役割

公立の将来像

具体的な行動案

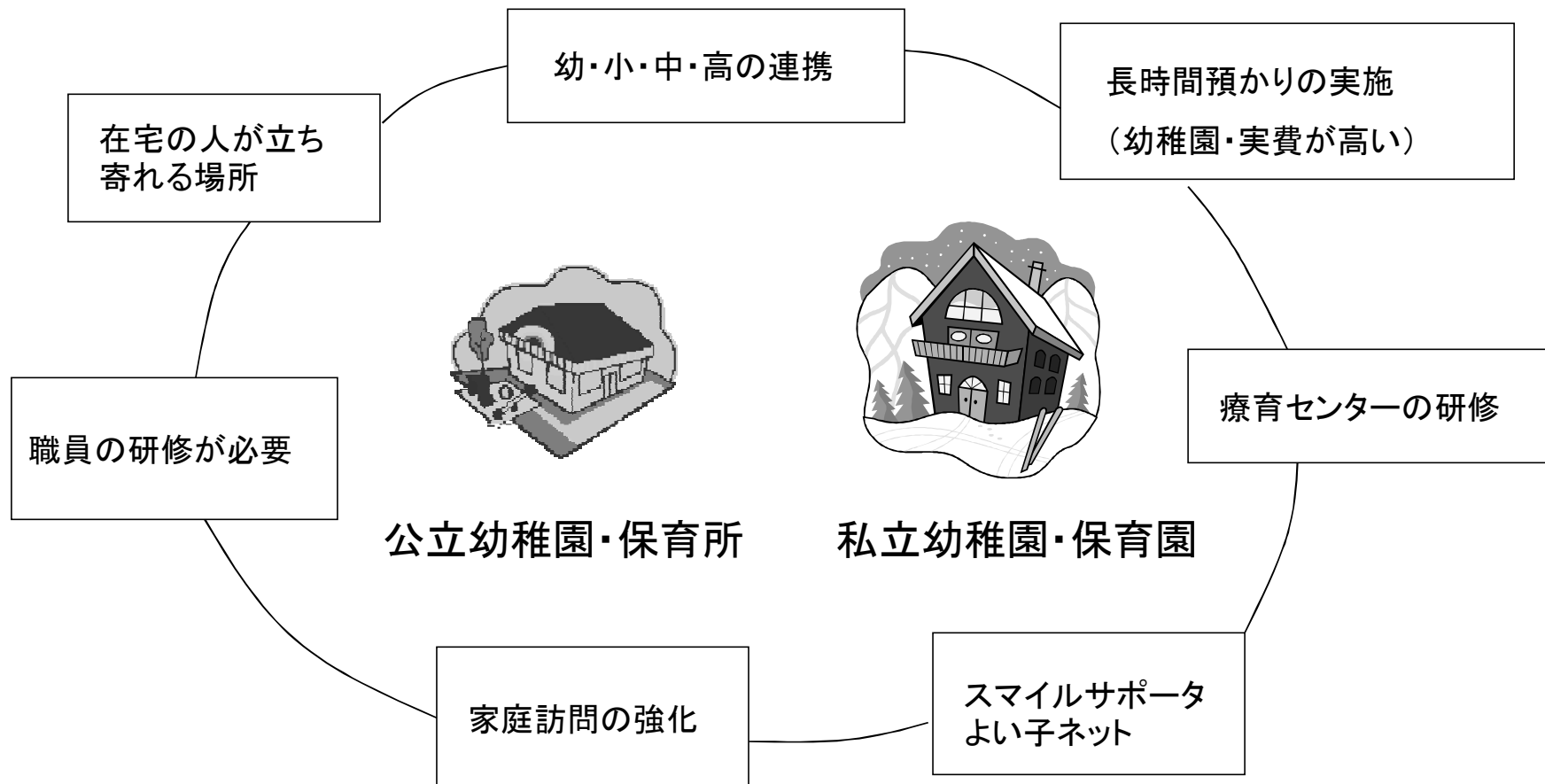
2. 現状(社会、園)

※第1回の会議で頂いた意見の整理



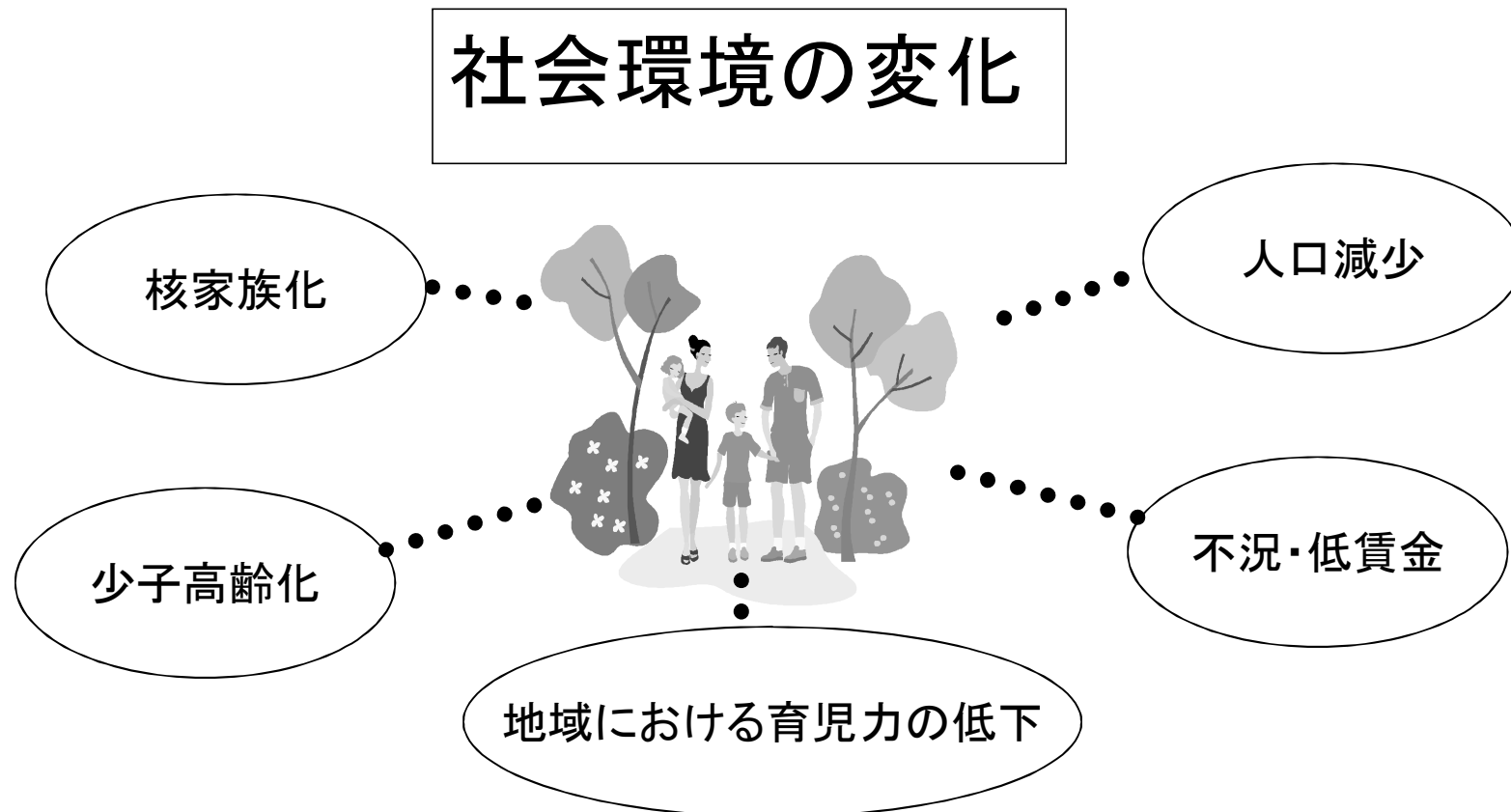
2. 現状(社会、園)②

※第1回の会議で頂いた意見の整理



2. 現状(社会、園)③

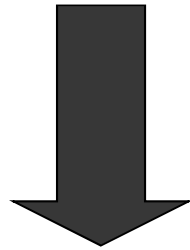
- 高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・



2. 現状(社会、園)④

◎現状のまとめ

- ・公立の保育所・幼稚園ともに、社会環境やニーズの変化に対応するべく様々な取り組みを実践



しかしながら、社会環境の変化でその負担が大きくなってしまっている

3. 公の果たす役割の整理

⇒それぞれの立場から、現状に対応するための取り組みを進めているが、全体を把握した上で、どのように考えるかを整理しなければならない

○役割の整理方針案

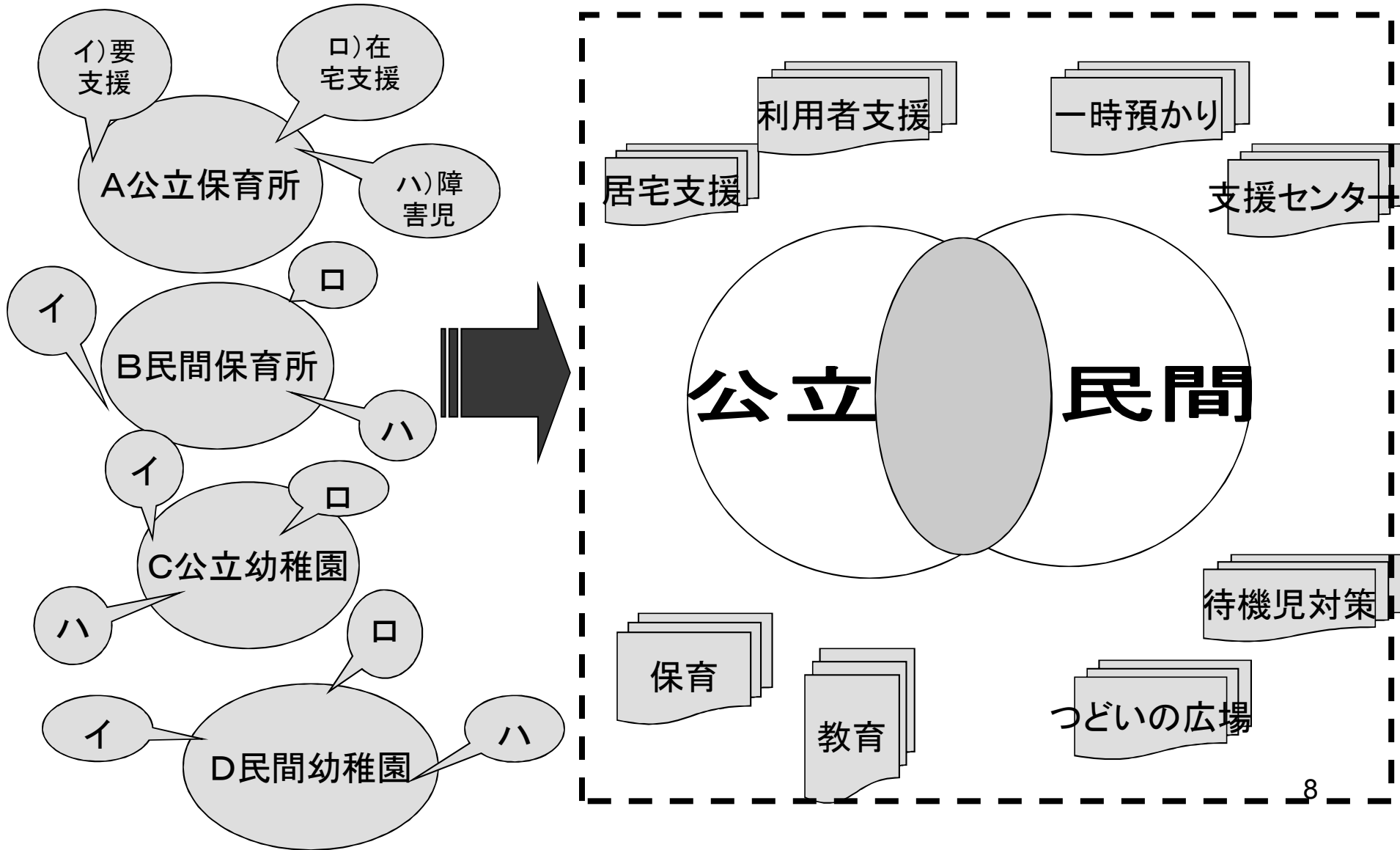
- ①地域の子ども・子育て支援強化
- ②民間園に対する連携の工夫
- ③強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

新

上申案としての意見

- ・公の果たす役割として整理方針案でまとめた以下の4つの柱を基本として掲載する
- ①地域の子ども・子育て支援強化
- ②民間園に対する連携の工夫
- ③強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

4. 公立と民間の機能再編のイメージ(一例)



4. 公立と民間の機能再編のイメージ(続)

○公立・民間の各園で共に実施している機能が多く見られる

⇒これらを公立・民間の各園で担うものを整理する



機能の整理を行う中で、各種基準を整理して質の担保をはかる

公立と民間の機能再編のイメージに関する論点

(論点)

⇒公の役割を踏まえ、公立が直営で行う事業
(在宅支援、障害児保育、要保護・要支援など)をどのように考えるか

併せて、民間に担っていただく事業(保育・教育に関する供給量(入園・入所の部分)の確保など)の整理が必要ではないか

⇒少子化対策に関して公・民の果たせる役割は何か

<主なご意見>

- 図の8つの枠組みだけでなく、「施設で行う事業」と「出向いて行う事業」といったような観点で整理することも必要
- イメージ図だけを見てしまうと、公立と民間で事業を完全に分担するようにもとらえられてしまう。イメージ図に工夫が必要
- 民間でも色々な事業をしているということも、きちんと書いていただきたい
- 公はこれだけ、民はこれだけ、と分担するわけではない

<第2回の主なご意見>

- ・公立と民間でそれぞれ4つの役割を分けているように見えてしまう
- ・少子化をどのように防ぐのか、それぞれの役割として何が必要なのかも議論が必要
- ・幼稚園に通っている家庭では兄弟がいる場合が多いので、少子化を考える上でのヒントになるのではない
か

新

上申案としての意見

- ・公立・民間でこれまでに取り組んできた事業を再度見直し、それぞれの強みに応じた取り組みを進める(イメージ図参照)
- ・見直しに合わせ東大阪市としての質は低下させないための質の担保をはかる
- ・民間園においても、供給量(入園・入所の部分)の提供に限らず、障害児保育、要保護・要支援、また在宅で子育てされている方への支援等も実施していることに留意し、今後の需給も見合わせ拡充を図る

5. 公立の将来像



公の果たす役割を達成するために、
公立がどのようにアプローチするのか？

① 地域の子ども・子育て支援強化

- 子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施
- 地域における子育て支援の中核的な役割
- 社会資源の有効な活用

② 民間園に対する連携の工夫

- 公立のこれまでの取り組みを活かし、民間保育所・民間幼稚園と地域の小・中学校との交流を図る
- 公が役割のコーディネートをすることで、市民が必要とするサービスを効果的に提供できるよう、公立₁₄と民間で連携を図る

5. 公立の将来像②

③強みに応じた役割再編

- ・共通して抱える課題に対して、それぞれの強みを認識し役割を整理することにより、解決を目指す

④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

- ・要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割
- ・養育上の問題を抱える家庭への支援

< 第2回の主なご意見 >

- ・経済的に困難な方や、障害等で特別な支援が必要なお子さんで、地域の小学校へ通わせたいと希望をもつ家庭は、地域の公立幼稚園に通いたいという希望をもつ。このような支援が必要な場合は、幼小中連携ということで地域での支援が必要。
- ・要保護・要支援の児童について、親子で向きあっていてしんどいのであれば保育所(園)や幼稚園で少し預かって、生活を立て直していくということも大事

新

上申案としての意見

将来像に掲載している事項を記載

※将来像を実現し、質の担保を図るうえで人材育成が大きな課題となることに留意が必要

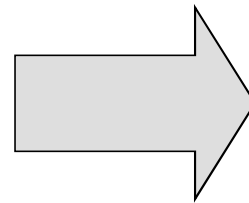
(例えば、子育て相談への対応やより広い社会福祉に関する知識の習得などのスキルアップなど)

→第1回部会における意見でも「人材を育てないと難しい事例への対応は困難」との意見が出されている

6. 具体的な行動案

公立の将来像より

- ①地域の子ども・子育て支援強化
 - ・子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施
 - ・地域における子育て支援の中核的な役割
 - ・社会資源の有効な活用
- ③強みに応じた役割再編
 - ・共通して抱える課題に対して、それぞれの強みを認識し役割を整理することにより、解決を目指す

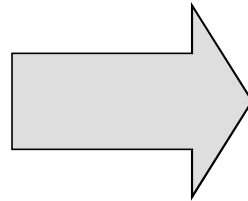


具体的な行動(案)

- ・必要な区域に子育て支援拠点を整備
- ・幼保連携型認定こども園を通じたの機能再編
- ⇒空き施設を地域の子育て支援に活用

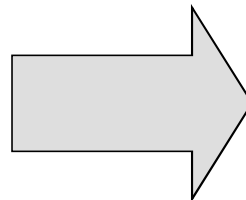
6. 具体的な行動案②

①地域の子ども・子育て支援強化
・子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施



家庭訪問(出前相談サービス)
※職員への事前研修を前提

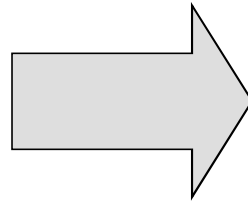
②民間園に対する支援・連携の工夫



・民間園との交流
・出前での保育相談など

6. 具体的な行動案③

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート



公立での機能集中を行い、ソーシャルワーカー等を通しての親の支援

<第2回の主なご意見>

- ・在宅で子育てをするのにそれほどお金は必要ないが、それよりもどのように子育てをしたらよいかわからない不安がある。このような方々向けに公立幼稚園の空きスペースを活用してはどうか。
- ・子育て家庭の近くに公的な施設があって、支援していくのがよい
- ・認定こども園は、まずは既存の施設の中から可能なところから実施すれば、実現できるのではないか
 - ・一時預かりは9時から17時までなのでもう少し延長がないとフルタイムの仕事には対応できない

具体的な行動案からの論点

(論点)

⇒ 幼保連携型認定こども園を通じての機能再編や
地域の子育て支援をどのように展開するのか

⇒ 民間園との交流に関して、協働で取り組み子どもの
保育・教育に効果をあげることが期待できるものは
何か

公立における財政事情

○公立保育所、公立幼稚園の財政運営状況

国の補助がないため、原則保育料を除いてすべて市の
独自運営による一般財源となっている

○運営経費の現状

	公立幼稚園	民間幼稚園
運営経費 (年間) 児童1人当たり	517,500円	515,309円

※公立幼稚園の運営経費は、就園奨励費補助金、私立幼稚園就園奨励補助金、私立幼稚園協会補助金及び普通建設費を除く幼稚園運営に要する経常的な経費

※民間幼稚園の運営経費は、人件費(役員報酬を除く。)、教育研究経費、管理経費及び借入金等利息の合計額(大阪府資料による府下全園対象)

※公立幼稚園、民間幼稚園の児童1人当たり金額は、平成22年度の運営経費決算額を就園児童数で除して得た数

公立における財政事情

○運営経費の現状

	公立保育所	民間保育園
運営経費 (年間) 児童1人当たり	2, 109, 969円	1, 157, 431円

※公立保育所、民間保育園の児童1人当たり金額は、平成24年度の運営経費決算額を入所児童数で除して得た数(協会を除く、民間保育園は他市委託も含む)

○保育料の現状

	公立幼稚園	民間幼稚園	公立保育所	民間保育園
保育料 (月額)	6,500円	21, 188円	※公立・民間ともに階層区分により金額が決定 0～63,720円	

※民間幼稚園の保育料は3歳児～5歳児の平成25年度市内幼稚園の平均

財政面からの論点

(論点)

⇒公が直営で行う事業には多額の費用が必要となっているが、このことが市民コンセンサスを得ることができるものとなっているか

※特に公立幼稚園は、需要が少ない中で市が運営を続けることに対して、十分な検討が必要

⇒公立幼稚園の施設型給付への移行による影響

※施設型給付への移行により、公定価格が適用され公立幼稚園の保育料の大幅な見直しが想定される

財政面からの論点

【上申案への方針】

- 新制度開始時(平成27年度)から公立は施設型給付への移行を実施する
 - 定員割れの状況も鑑みて、公立幼稚園については、幼保連携型認定こども園への移行や整理統廃合を促進する
- ※公立型の幼保連携型認定こども園へ移行後も公が直営で運営する積極的付加価値が必要

＜主なご意見＞

- 機能の再編成、財政事情、待機児童など多くの論点を踏まえて、方針のなかに「地域性」を含めた視点が必要
- 新制度の理解を進めることが必要
- 今までの制度をすべて廃して新しい認定こども園になると考えるのではなく、今までの強みを踏まえて、何を残していくのかを検討すべき
- 「運用上の構想」のようなものをかたちにして提示すべき

＜主なご意見②＞

- 市の財政事情との兼ね合いがあるので、公立から民間施設への移行を促すという流れが出てくるのではないか
- 公立幼稚園の整理・統廃合を考えていかねばならない。ただし、公立幼稚園を必要としている利用者、サービスを受けたいのに受けられない潜在的利用者がいることもふまえ慎重に考えなければならない
- 公立幼稚園は、地域の教育についての交流の場を提供する役割を担当できる

<主なご意見③>

- ・公立幼稚園の整理・統廃合の必要もあるが、保育所と連携すべきところは連携し、保育所と住み分けるべきところは住み分けることによって、子どもたちに広い意味での幼児教育を残していきたい
- ・近い地域に幼稚園があるのに知らないような人たちに対して、近くにあることを広めていくような活動も大事

新

上申案としての意見

- ・公立幼稚園、公立保育所はともに平成27年度から施設型給付に移行する
- ※施設型給付への移行により、国が定める公定価格に準ずる保育料が設定される

新

上申案としての意見②

- 待機児童解消を目指し、公立保育所・公立幼稚園については、圏域における需給量も確認した上、地域性を考慮して、公立幼保連携型認定こども園などへの移行
⇒具体的な方針の策定については、今後事務局にて検討を進める
- 当面の3歳未満の供給不足を解消するために、保育所機能部分の3～5歳を幼稚園機能部分で対応することにより、3歳未満の供給量を増やし待機児童解消につなげる

新 具体的な推進に向けての課題

○公立の認定こども園を推進するための今後検討するべき課題について

1. 規則上の課題

- ・職員配置、学級編成の取り扱い
- ・食事の外部搬入関すること

※食事の提供、外部搬入に関することは子ども・子育て会議の新たな幼保連携認定こども園の設置基準の中で議論

2. 実際の運営上の課題

- ・1号・2号のこどもで例えば帰宅時間、食事の提供が異なることへの配慮

新 具体的な推進に向けての課題②

- ・こどもの送迎に関すること

⇒ 兄弟姉妹で入園する場合の送迎をどうするか

たとえば兄が2号で妹が3号の場合、施設が分離してしまっている

3. その他

- ・職員の処遇に関する事項

平成27年度から平成31年度における 教育・保育及び地域型支援事業のニーズ量について

資料2-1
第6回子ども・子育て会議

平成27年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,479人	10,479人	10,479人	3,187人	6,514人
需要量	4,957人	3,523人	865人	1,311人	2,603人
供給量(認可定員)	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 4,703人	▲ 706人	865人	811人	525人

平成28年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,229人	10,229人	10,229人	3,100人	6,357人
需要量	4,839人	3,439人	844人	1,275人	2,540人
供給量(認可定員)	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 4,821人	▲ 790人	844人	775人	462人

平成29年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,040人	10,040人	10,040人	3,064人	6,282人
需要量	4,749人	3,376人	829人	1,261人	2,510人
供給量(認可定員)	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 4,911人	▲ 853人	829人	761人	432人

平成30年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,851人	9,851人	9,851人	3,029人	6,209人
需要量	4,660人	3,312人	813人	1,246人	2,481人
供給量(認可定員)	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 5,000人	▲ 917人	813人	746人	403人

平成31年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,660人	9,660人	9,660人	2,992人	6,135人
需要量	4,570人	3,248人	797人	1,231人	2,451人
供給量(認可定員)	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 5,090人	▲ 981人	797人	731人	373人

需給量 認可定員ベース(平成27年度)

資料2-2
第6回子ども・子育て

中学校区	学校番号	リージョン	3号										1号					2号											
			0歳					1・2歳					幼稚園					幼稚園利用希望					3・4・5歳						
			ニーズ量	市域換算	供給量(計)	見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量(計)	見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量(計)	見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量	見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量(計)	見込み量	市域換算リージョン		
石切	3	A	71	71	24	47	83	112	114	84	30	53	285	287	840	-553	-504	47	62	-62	-111	169	161	162	-1	65			
孔舎衛	6		43	43	7	36		63	64	41	23		257	259	210	49		37	49	-49		37	49	-49	145		138	72	66
縄手	1	B	21	21	9	12	150	73	74	27	47	90	71	72	-	72	-927	11	14	-14	-115	94	90	54	36	-125			
枚岡	2		48	48	23	25		117	118	140	-22		299	302	280	22		38	50	-50		38	50	-50	142		136	297	-161
縄手北	4		52	52	15	37		54	55	45	10		144	145	490	-345		29	38	-38		29	38	-38	63		60	90	-30
池島	5		44	44	9	35		71	72	39	33		113	114	350	-236		-	0	0		-	0	0	123		118	72	46
縄手南	7		58	58	18	40		86	87	65	22		149	150	590	-440		10	13	-13		10	13	-13	148		141	157	-16
盾津	8	C	127	127	61	66	121	206	209	234	-25	55	440	444	900	-456	-361	70	91	-91	-174	383	366	455	-89	-77			
盾津東	12		78	78	24	54		172	175	94	81		267	270	175	95		63	82	-82		63	82	-82	139		133	121	12
玉川	9	D	56	56	16	40	128	120	122	75	47	85	215	217	210	7	-316	27	35	-35	-101	177	169	167	2	-210			
英田	10		80	80	42	38		185	187	168	19		365	369	490	-121		24	32	-32		24	32	-32	213		204	390	-186
花園	11		39	39	19	20		81	82	105	-23		211	213	490	-277		9	12	-12		9	12	-12	142		136	206	-70
若江	13		35	35	6	29		81	82	40	42		213	215	140	75		17	22	-22		17	22	-22	114		109	64	45
楠根	20	E	83	83	35	48	48	158	160	144	16	16	266	269	675	-406	-406	51	66	-66	-66	218	208	301	-93	-93			
長栄	14	F	43	43	16	27	203	104	106	44	62	207	212	215	345	-130	-1,626	44	57	-57	-230	95	91	90	1	-98			
新喜多	15		74	74	16	58		135	137	73	64		213	216	765	-549		25	33	-33		25	33	-33	133		127	181	-54
俊徳	18		8	8	3	5		49	50	15	35		57	58	255	-197		14	18	-18		14	18	-18	70		66	32	34
意岐部	21		65	65	33	32		55	55	104	-49		133	134	140	-6		29	38	-38		29	38	-38	122		117	193	-76
高井田	22		64	64	20	44		112	114	86	28		151	152	570	-418		42	55	-55		42	55	-55	127		122	144	-22
小阪	23		51	51	14	37		141	143	75	68		193	194	520	-326		23	30	-30		23	30	-30	209		200	181	19
金岡	16	G	21	21	24	-3	78	36	36	82	-46	17	76	77	570	-493	-563	17	22	-22	-68	84	81	164	-83	-168			
太平寺	17		21	21	17	4		46	47	78	-31		55	55	95	-40		7	9	-9		7	9	-9	80		77	155	-78
上小阪	19		56	57	15	42		69	70	78	-8		196	198	280	-82		7	9	-9		7	9	-9	170		162	147	15
長瀬	24		24	24	16	8		72	73	44	29		115	117	-	117		8	11	-11		8	11	-11	92		88	90	-2
弥刀	25		26	26	9	17		99	101	44	57		137	138	140	-2		13	17	-17		13	17	-17	106		101	127	-26
柏田	26		20	20	9	11		69	70	54	16		77	77	140	-63		-	0	0		-	0	0	129		123	117	6
合計			1,309	1,311	500	811	811	2,567	2,603	2,078	525	525	4,910	4,957	9,660	-4,703	-4,703	662	865	-	-865	-865	3,687	3,523	4,229	-706	-706		



幼保連携型認定こども 園の設置基準について

平成26年3月10日

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

新たな認定こども園の基準について

- 現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎として、以下の方針で策定
 - 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ
 - 幼稚園・保育所いずれかのみ適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ
 - 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

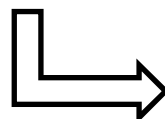
(基準の分類)

「従うべき基準」＝国の基準

- 学級の編制、職員、面積、設備など

「参酌すべき基準」＝「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定

- 食事提供、調理など

 今後、本市の実情に合わせて子ども・子育て会議で検討をすすめる

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
保育室等の面積	<p>【国の基準+本市保育所基準】</p> <p>☆園舎の面積:国の基準と同等</p> <p>☆各居室の面積:本市保育所基準</p> <p>満3歳未満の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室については本市保育所基準を満たす必要がある。</p>	<p>【現行の基準と同等】</p> <p>☆園舎の面積:幼稚園基準 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上は1学級につき100㎡追加 ※満3歳未満の保育に必要な居室部分は除く</p> <p>☆各居室の面積:保育所基準 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 保育室または遊戯室1.98㎡/1人</p>	<p>【国の基準+本市保育所基準】</p> <p>○保育所から移行 ・国の基準と同等</p> <p>○幼稚園からの移行 ・国の基準と同等</p> <p>ただし、どちらの場合も満3歳未満については、新設の場合と同様とする。</p>	<p>【現行の移行特例と同等】</p> <p>○保育所から移行 ・満3歳以上の保育室又は遊戯室が保育所基準以上の場合は、園舎面積は幼稚園基準を満たさなくてもよい。</p> <p>○幼稚園からの移行 ・園舎面積(満3歳未満の保育にかかる施設除く)が幼稚園基準以上の場合は、保育室又は遊戯室の面積は、保育所基準を満たさなくてもよい。</p> <p>ただし、どちらの場合も満3歳未満の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室については保育所基準を満たす必要がある。</p>

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 待機児童が多いのであれば、一時的に3.3㎡/1人としてもよいのではないか。
- 子どもの寝る保障、活動する保障だと考えると、5㎡/1人は必要。
- 寝る子どもと遊ぶ子どもが同じ部屋でいられるよう、部屋はできるだけ広いほうがよい。
- ベビーベッドを置くと約1.65㎡なので、部屋はできるだけ広いほうがよい。

【対応方針案】

- 保育室等の面積については、本市の保育所基準と同等としてはどうか。

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
保育室等の設置階	【国の基準と同等】	<p>【原則1階】</p> <p>保育室等 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 ⇒原則1階に設置 ☆判断基準 待避階など地上に容易に出られる階とする</p> <p>《例外》 耐火基準と保育所が求められる待避設備等を備えている場合・・・2階設置でも可 (満3歳未満で上記を満たせば3階でも可)</p> <p>☆満3歳以上について 原則:3階設置不可 例外:下記を満たす場合可能 ①園庭面積として屋上の面積参入が認められる要件を満たす ②屋上が保育室と同じ階、又は保育室がある階の上下1階の範囲に位置する</p>	【国の基準と同等】	<p>○保育所から移行 2階設置・・・現行と同等 (準耐火基準と待避設備が必要)</p> <p>新規の基準と同等の取り扱いとする ●満3歳未満 下記設備備えれば設置可 (耐火建築物・待避設備) ●満3歳以上 原則:不可 例外:下記を満たす場合設置可 ①園庭面積として屋上の面積算入が認められる条件を満たす ②屋上が保育室と同じ階、又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置する</p> <p>○幼稚園から移行 ⇒保育室の2階設置は幼稚園基準を満たしていれば可(※耐火建築物 かつ建築基準法等で求められる設備)</p>

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
建物の一体的設置	【国の基準と同等】	【同一の敷地内か隣接する敷地内に設けること】 隣接＝公道をはさむ程度	【国の基準と同等】	【下記条件を満たせば同一敷地内でなくとも可】 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの園舎で通常教育・保育を提供する子どもの数や学級数に応じて必要な施設・設備を有していること ※調理室はそれぞれの園舎に設置することまで求めない。

※ただし、既存施設から移行する場合で保育室等の設置について園舎の新築を行う際は新設基準に適合する必要がある。

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
運動場等の設置	【国の基準と同等】	【園庭必置】 ○園舎と同一敷地内か隣接 ☆教育的観点から代替地の面積参入は不可	【国の基準と同等】	○保育所から移行 下記の条件を満たせば幼稚園基準を満たす必要なし 満3歳以上の園庭の面積が保育所基準(1人3.3㎡)以上 ○幼稚園からの移行 下記の条件を満たせば保育所基準を満たす必要なし
運動場の面積	【国の基準と同等】	【面積は下記の合計面積以上】 ①満3歳以上 幼稚園基準・保育所基準 いずれか大きい方の面積 ②満2歳 保育所基準 ☆教育的観点から代替地の面積参入は不可	【国の基準と同等】	・幼稚園基準 + ・満2歳以上3歳未満の幼児は保育所基準

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
運動場の代替地・屋上の取り扱い	<p>【国の基準と同等】</p>	<p>☆代替地 面積算入は不可 ※実際の利用を妨げるものではない</p> <p>☆屋上の取り扱い 原則:面積参入不可 例外:下記を満たす場合は可能</p> <ol style="list-style-type: none"> ①耐火建築物 ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意 ⑤子どもが自らの意思で屋上と室内を行き来できる ⑥屋上が保育室と同じ階、又は上下1階に位置する 	<p>【国の基準と同等】</p>	<p>☆代替地の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地で確保 例外:下記の条件を満たす場合 満2歳の子どもにかかる必要面積に限り、代替地の面積算入を認める</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの安全な移動手段を確保 ②子どもが安全に利用できる場所である ③利用時間を日常的に確保できる場所である ④教育及び保育の適切な提供が可能である <p>☆屋上の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地等で確保 例外:下記の条件を満たす場合 満2歳の子どもに係る必要面積に限り、屋上の面積算入を認める</p> <ol style="list-style-type: none"> ①耐火建築物である ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意 <p>※満3歳以上については、新設基準で一定条件のもと屋上の面積算入を認めているため、新設基準が適用される</p>

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
学級編制	【国の基準と同等】	<p>【満3歳以上:学級編制必要】</p> <p>○満3歳以上 保育認定の有無に関わらず学級編制が必要 (例外) 異年齢時クラス・学年途中で満3歳に達した場合は弾力的取り扱い可能</p>	【移行特例なし】	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同等</p>
園長資格	【国の基準と同等】	<p>【原則:下記両方を満たすこと】</p> <p>①教諭免許状及び保育士資格を保有 ②5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験を有する</p> <p>※副園長・教頭についても準用</p> <p>また、 同等の資質を有する者についても認める</p> <p>◎運用上の指針(園長研修の受講など)を今後提示</p> <p>◎取り扱いについては施行後5年を目途に見直しを検討する</p>	【移行特例なし】	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同等</p>

国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
職員配置基準	<p>【国の基準+大阪府幼稚園基準+本市保育所基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の幼児 3歳児:25人以下 4、5歳児:35人以下 <p>※具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。また、その中で、障害児や要支援児、異年齢児の保育に対する職員配置基準についても検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○満3歳以上 ・教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定 ・各学級に専任保育教諭1人必置 ・1学級の幼児 35人以下 <p>※具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。</p>	<p>【移行特例なし】</p>	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同等</p>

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 現在の大阪府の幼稚園の認可基準は1学級25人である(3歳児)。
- 職員配置基準を厳密に統一すると保護者に選択の余地がなくなってしまうので、望ましくない。
- 発達障害の児童に対応することを考えると、20:1がよいかと思う。
- 時間によって人数を変えらるというはあまり好ましくない。
- 要支援児への対応も考えると、20:1や35:1は、難しいのではないか。
- 4時間経過するとお昼過ぎには約半数が帰ってしまうのではないか。そうであれば25:1が妥当かと思う。
- 現在の幼稚園では4時間を過ぎて利用する子どもは少数である。
- 異年齢の子どもたちを特定の部屋に集めて一緒に保育を行うのは、問題があるのではないか。

【対応方針案】

●国の基準と同等とし、保育所基準を満たす必要がある場合は、本市保育所基準を満たすことを求めるが、具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進めることとしてはどうか。また、その中で、障害児や要支援児、異年齢の子ども保育に対する職員配置基準についても検討を進めることとしてはどうか。1学級の幼児数については大阪府の基準と同等としてはどうか。

参酌すべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
食事提供	【原則:自園調理】	【原則:自園調理】 ○満3歳以上 保育所基準(栄養士による配慮や発達段階・健康状態・アレルギーへの対応)を満たせば外部搬入可能 ○満3歳未満 公立でも外部搬入不可 ☆弁当持参については、保護者の要望・園の行事等あれば弾力的運用可能 ※1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断。	【原則:自園調理】 ○満3歳以上 外部搬入について例外規定を設ける ○満3歳未満 外部搬入不可	【移行特例無し】 新設の幼保連携型認定こども園の基準と同等
調理室設置	【国の基準と同等】	【原則:設置】 (例外)20人未満の施設の場合 ⇒自園調理でも「調理設備」で対応可能 外部搬入する場合 ⇒「調理設備」で対応可能	【移行特例なし】	【移行特例無し】 新設の幼保連携型認定こども園の基準と同等

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 可能であれば、外部搬入ではなく、すべて自園調理にしたいが、調理室の確保が問題になってくるのではないか。
- 外部搬入であれば、衛生面で課題があるのではないか。
- 食事を作る部分を子どもが身近に感じるということが大事だと思う。

〈第5回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 私立幼稚園では外部搬入もあるため、自園調理が原則では、幼保連携型認定こども園への移行が難しい。外部搬入を認める方向で検討してほしい。
- 食中毒の事件も過去に発生している。食事の提供には徹底した衛生管理が求められる。

【対応方針案】

- 食事提供については原則自園調理としつつ、既存施設からの移行を推進するため、外部搬入について例外規定を設けてはどうか。

前回ご議論頂いた内容

(10ページ)

- 食事の提供について、1号認定の子どもへの提供は園の判断となるが市で一定基準が必要ではないか。

(課題)

今後、1号認定の子ども・2号認定の子どもも含めて学級編制を行うこととなるため兼ね合いをどう考えていくか。

〈第5回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

●2号認定の子どもの給食費については公定価格に含まれると思われるが、1号認定の子どもの給食費については公定価格に含まれないのではないかとと思われる。食事の提供については費用負担の面からも検討が必要である。

【対応方針案】

●1号認定の子どもへの食事の提供については、公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。

(10ページ)

- 食事の外部搬入を実施するかどうか。

(現状)

保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(対応方針案)

食事提供については原則自園調理としつつ、既存施設からの移行を推進するため、外部搬入について例外規定を設けてはどうか。

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

●可能であれば、外部搬入ではなく、すべて自園調理にしたいが、調理室の確保が問題になってくるのではないか。

●外部搬入であれば、衛生面で課題があるのではないか。

●食事を作る部分を子どもが身近に感じるということが大事だと思う。

〈第5回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

●私立幼稚園では外部搬入もあるため、自園調理が原則では、幼保連携型認定こども園への移行が難しい。外部搬入を認める方向で検討してほしい。

●食中毒の事件も過去に発生している。食事の提供には徹底した衛生管理が求められる。

今回特にご議論頂きたい点

(10ページ)

- 既存施設から移行する場合、満3歳以上児に対する食事の外部搬入について、どのような例外規定を設けるか。

【対応方針案】

- 既存施設からの移行を推進して待機児童を解消するため、既存施設からの移行の場合にかぎり、満3歳以上児に対する食事の外部搬入について、国の基準と同等の基準を例外規定としてはどうか。

(参考)

国においては、保育所について以下のような規定を設けている(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所における食事の提供について」において規定)。

食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。

ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。

- ① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。
- ② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。
- ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。



地域型保育事業について

(小規模保育事業・家庭的保育事業
・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)

平成26年3月10日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

(1-①) 地域型保育事業とは

○地域型保育事業の 各事業

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

⇒児童施設ではなく「事業」
として位置づけ様々な場
所で展開

○コンセプト

- ・地域における多様な
保育ニーズにきめ細
かく対応
- ・質が確保された保育
を提供

⇒子どもの成長を支
援する

(1-②) 各事業の特徴

	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	6～19人まで	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1が基本
場所	多様なスペース	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

(2-①) 認可基準

～東大阪市でどんな事を決めていくか～

■ 国が定める基準

(従うべき基準)

①設置できる者

- ・国、地方公共団体、社会福祉法人、学校法人
 - ・上記以外の者
- ⇒経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすこと

②職員の資格・員数

③乳幼児の適切な処遇の確保

④安全確保

⑤秘密の保持と児童の健全な発達に関連するもの

■ 市町村が国を参考に定める基準

(参酌基準)

⇔左記以外の事項は国の基準を参考に地域の実情に応じて市町村で設定

(例)

設備・面積・遊戯場・耐火基準
給食(調理・設備)など

(2-②) 国の従うべき基準(職員数・資格)

	小規模保育 (6~19名)			家庭的保育 (5名以下)	事業所内保育		居宅訪問型 保育
	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)		20名以上	19名以下	
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1+1名		0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0~2歳児 3:1※ ³ 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	0~2歳児 1:1
保育従事者	保育士※ ²	保育士 + 保育従事者※ ¹ (保育士1/2以上)※ ²	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※ ¹	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※ ¹	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修※ ¹ を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※1：研修内容、実施体制については、現行の研修内容も踏まえ、今後、それぞれ検討

※2：保育所と同様、保健師・看護師の特例あり(1人まで)

※3：保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討

(参考) 現行の各保育従事者の研修

家庭的保育者：基礎研修(21~22時間+2日間)+認定研修(88時間+20日間)

家庭的保育補助者：基礎研修(21~22時間+2日間)

B型の保育従事者：基礎研修(21~22時間+2日間)

(2-③) 参酌基準(設備・面積基準)

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育		居宅訪問型保育
	A型	B型	C型		20名以上	19名以下	
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室			保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室		—
面積	0・1歳児 1人3.3㎡ 2歳児 1人1.98㎡		0～2歳児 1人3.3㎡	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	—
遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)			同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)	屋外遊戯場 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)		—
耐火基準等	保育室等を2階以上に設置する場合 ⇒耐火・準耐火建築物、手すり等の転落事故防止設備 ・消火器等の消火器具・非常警報器具			基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	小規模保育事業を踏まえ、検討		—

⇒ 居宅訪問型事業・・・相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、訪問に際しては相手方居宅の消火器や避難経路の確認等を求めることとする。)

(2-④) 参酌基準(給食)

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育		居宅訪問型保育
	A型	B型	C型		20名以上	19名以下	
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む			自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む		—
設備	調理設備			調理設備	調理室	調理設備	—
職員	調理員※2			調理員※2・3	調理員※2		—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり

※2 : 連携施設等からの搬入を行う場合不要

※3 : 保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可

- ⇒ 自園調理が基本 調理業務の委託は保育所同様に可
- ⇒ 連携施設等からの搬入も可
- ⇒ 調理設備の具体的な内容については、条例等において定める
- ⇒ 連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、相談・助言

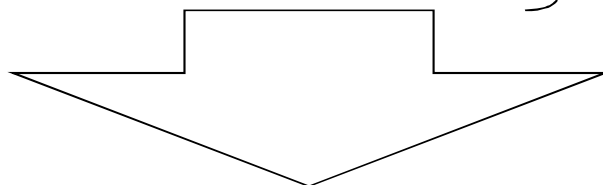
(3-①) 他施設との連携について

■ 連携とは？

⇒地域型保育事業は、対象年齢が0～2歳までの施設ため、

- ①保育内容の支援(合同保育・行事参加・発達支援)
- ②卒園後の受け皿(3歳以降の教育・保育の確保)

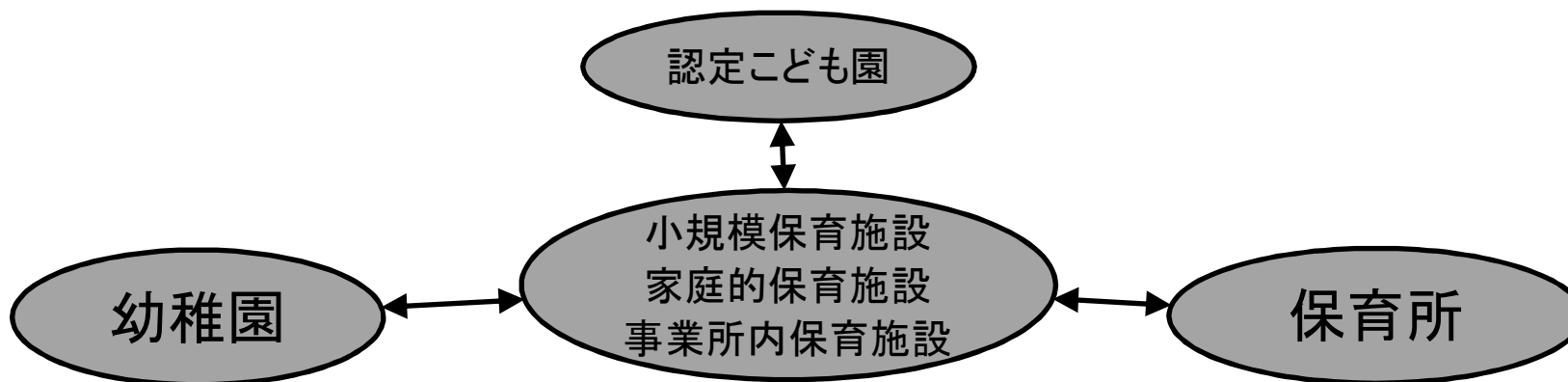
これらの役割を担う
連携施設の設定が必要



認定こども園・保育所・幼稚園とで連携を図っていく

※地域型保育事業者と認定こども園・保育所・幼稚園との間で調整・設定を行う

※設定が困難である場合、市町村が調整を行う



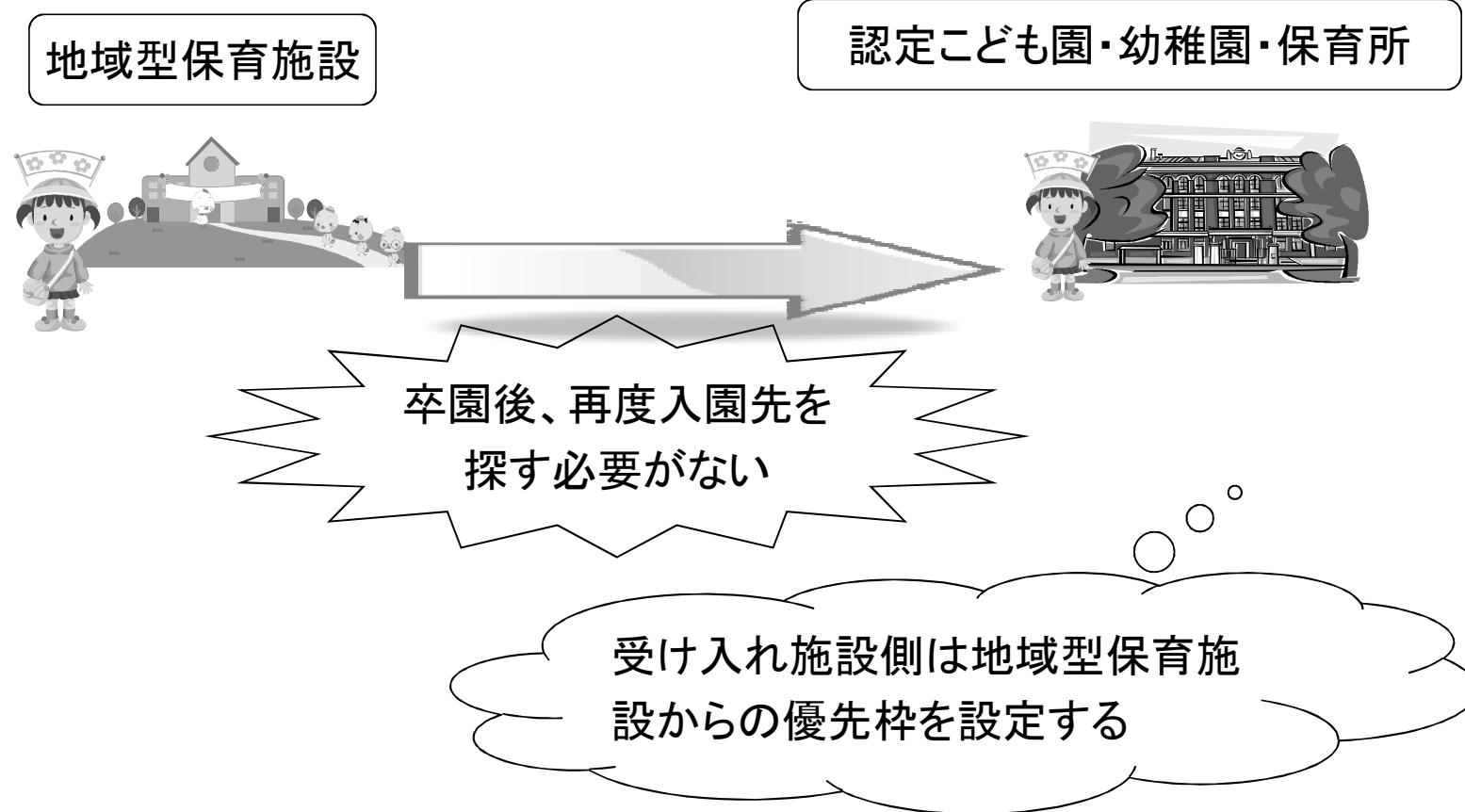
(3-②) 保育内容の支援とは？

	内容
給食	○連携施設から外部搬入する場合 ・献立作成 ・給食の調理と搬入 ・個別対応(離乳食・アレルギー児・体調不良児など) ○自園調理を行う場合 献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うことができる(必要に応じ)
嘱託医	○連携施設と小規模保育施設とで同一の嘱託医に委嘱する場合 合同で健康診断を実施する(必要に応じ)
園庭開放	○連携施設の園庭を利用できる(必要に応じ)
合同保育	○実施可能(必要に応じ)
後方支援	○保育士の急な病休等の場合、連携施設に協力を依頼することができる
行事への参加	運動会、学習発表会等

※各連携施設は運営に支障のない範囲で協力を行う

(3-③) 卒園後の受け皿とは？

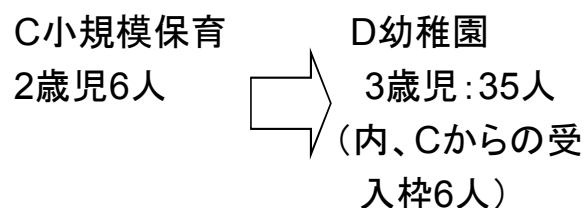
- 地域型保育施設を卒園後、受け入れ先を確保しておくことで保護者の安心・事業の安定性を確保していく



(3-④) 連携施設のイメージ

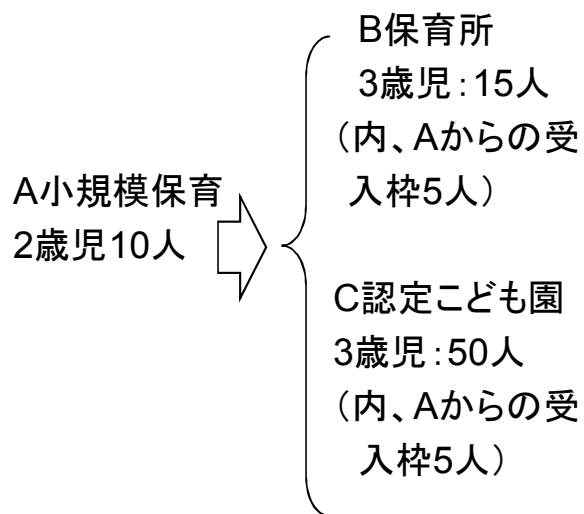
① 1対1の場合

○各事業・施設ごとに受け皿を確保



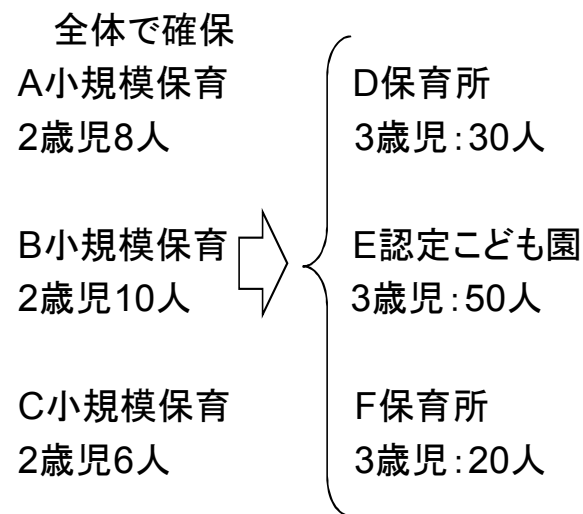
② 1対複数の場合

○複数の施設で受入確保



③ 複数対複数

○複数の事業の2歳児を複数施設



※各受入施設は「連携施設」である旨を明示

※利用定員の設定において小規模保育等からの優先的利用枠を設定

※ただし、当該施設の3歳未満児からの持ち上がりは最優先

※受入枠がある施設以外の施設を保護者が希望する場合、東大阪市が利用調整を行う

(3-⑤) 連携施設等

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A型	B型	C型			
連携施設	連携施設の 設定が必要 ※1			連携施設の 設定が必要 ※1	連携施設の 設定が必要 ※1	連携施設の 設定は一律には 求めない※2
嘱託医	嘱託医※3			嘱託医※3	嘱託医※3	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※3 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

⇒ 家庭的保育の連携(内容・方法)は小規模保育事業の方法と同様

(4-①) その他(事業所内保育事業)

○事業所内保育事業の地域枠に関しては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設定

<定員設定例>

定員区分		地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名～		20名	

(4-②) その他(居宅訪問型保育事業)

○居宅訪問型保育事業の位置づけ

- ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
- ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
- ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

⇒これらを基本としてさらに検討

⇒労働基準法の適用について今後も検討

各基準に対する対応方針案

●保育従事者(従うべき基準)...5ページ

保育従事者の資格をどのように考えるか

小規模保育施設の3類型についてどのように展開していくか

(主なご意見)

- ・保育の質と待機児童の解消などを考えるとA型を増やしていくべきである。
- ・保育従事者という制度について、事故対策など数時間の研修でどこまで学べるのか不安がある。
- ・保育能力を、研修などできちんと判断できるのであれば、資格要件を緩和してよいと考える。
- ・子育て経験や情熱があっても専門的な知識が欠けるのであれば問題。
- ・保育従事者や家庭的保育者の研修は最初だけではなく、継続的な研修が必要。
- ・少人数で実施する事業のため、勤務時間中に研修を受けてもらうのは難しい。
- ・保育は「子どもの命」を預かる仕事であり、保育士資格がないのは不安。
- ・大きな施設では対応できない不規則・深夜等の勤務形態に地域型保育事業が対応する形になるのでは。基準を厳格化すると保育士の確保が困難であり、結果的に行政の目の届かないところで運営される可能性がある。
- ・保育の時間が増加すれば、より保育士資格が必要になると考える。
- ・小さな子どもほど変化をみることが必要であり、だからこそ資格が必要。研修は現任の保育士であっても必要。
- ・基礎研修の内容や時間数、日数はこれで十分なのか。

各基準に対する対応方針案

●保育従事者(従うべき基準)... 5ページ(続き)

【対応方針案】

小規模保育施設の類型については、多様な保育ニーズに対応する観点から、また既存施設からの円滑な移行を念頭に、メニューとしてはA型・B型・C型を設ける(条例でそれぞれの基準を明記する)。

国において小規模保育事業B型の保育士比率が3/4以上となる場合や、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業を保育士が行う場合に、公定価格上加算により評価していくことが検討されており、市においても保育士比率の上昇及び、小規模保育事業においてはA型への移行を促す。

保育従事者等の認定にかかる研修の実施体制や内容については府の動向も踏まえ、今後検討する。

保育従事者等に対する継続的な研修として、原則、年1回の現任研修を実施し、質の維持・向上を図る。

また、認可した事業所に対しては指導監査を行い、運営方針や職員の保有する資格、職員数等について公表することで、利用者が選択できるようにし、質の向上を促す。

各基準に対する対応方針案

●配置基準(従うべき基準)...5ページ

職員配置基準について、本市の保育所基準で設定をするかどうか

(現状)	保育所(園)	0歳児	3:1
		1歳児	5:1
		2歳児	6:1

(主なご意見)

- ・1歳児はよく動いて大事な時であり、1歳児の配置基準は6:1ではなくて5:1がよい
- ・職員の配置基準は手厚く、面積は広い方がよいが、そのために施設が増えないのは問題。6:1で待機児童問題が解消されるのであればそうすべき。

【対応方針案】

地域型保育事業の職員配置基準については、本市の保育所基準を下回らないように設定する。

各基準に対する対応方針案

●設備・面積基準(参酌基準) ...6ページ

(認定こども園の議論の中でのご意見)

(乳児室・ほふく室の面積基準について)

- ・0～1歳児については現在5㎡だが、待機児童の問題があるなら一旦3.3㎡としてもよいと思う。
- ・寝る保障、活動する保障を考えると5㎡は必要ではないか
- ・成長の度合いが異なることから、寝る子どもと遊ぶ子どもが同室にいられるよう、部屋はできるだけ広いほうがよい

【対応方針案】

地域型保育事業の設備・面積基準は現行の既存施設からの円滑な移行を念頭に国基準に設定し、施行後、5年後を目途に行われる制度見直しの際に、本市の基準についても見直しを検討する。

各基準に対する対応方針案

●給食(参酌基準) ...7ページ

食事の外部搬入を実施するかどうか

(現状) 保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(課題) ・外部搬入自体を実施するかどうか

⇒実施する際には搬入時の衛生面について基準の設定が必要である

(認定こども園の議論の中でのご意見)

・給食センターなどからの外部搬入は衛生面で困難な課題もあるのではないか。

・調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視すると外部搬入では不十分。

【対応方針案】

原則、自園調理とする。

各基準に対する対応方針案

■ 地域型保育事業の認可

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする

こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。

●経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を踏まえ、どの程度の団体までを認めるのか

【対応方針案】

市で定めた認可基準に適合する事業所に対しては幅広く参入を認めることとしつつ、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図る。

各基準に対する対応方針案

■ 家庭的保育事業

● 補助者の配置...5ページ

保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、保育の質も考慮して2人以上の配置を求めるか

【対応方針案】

食事時間帯の対応など、1人では難しい場面があることを踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、補助者の配置を求める。

■ 事業所内保育事業

● 地域枠の設定...13ページ

地域枠の定員をどのように設定するか

【対応方針案】

事業所内保育の実態及び、国の動向を踏まえ、今後検討する。

■ 居宅訪問型保育事業

● 利用条件の制約...14ページ

居宅訪問型の位置づけを踏まえ、利用できる条件を制約する必要があるか

【対応方針案】

1:1対応が基本となる事業の特性から、担う役割を整理し、国の示す位置づけの範囲での利用を基本とし、今後さらに検討する。

放課後児童クラブの基準について

平成26年3月10日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

留守家庭児童育成クラブの基本方針（平成25年度）

①これまでの経過

本事業は昭和41年度に、児童の放課後の安全な生活と健全な成長を願い、いわゆる「カギっ子」対策事業としてスタートしました。

昭和61年には、東大阪市留守家庭児童対策問題審議会より、「家庭機能の充実、近隣地域社会機能の強化と積極的啓発活動が必要であり、留守家庭児童についても地域のボランティアの協力を得て、地域の児童と共に健全育成を図るべきである。また、事業内容は、児童の発達段階からみて遊びを主体とした児童の自発的活動の援助とし、その他現行実施している内容に検討を加えながら行われるのが望ましい」という答申を頂きました。

これを受け平成元年度より、各地域での特性を活かし健やかな子どもの環境を育むため、学校と地域の協力のもとで自主的な運営による「地域運営委員会方式」での事業を開始しています。

②運営指針

東大阪市の留守家庭児童育成事業は、小学校低学年（1年生から3年生）を対象とし、下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とし、各小学校に留守家庭児童育成クラブを設置し、地域の運営委員会により開設・運営するものです。

③設置基準

- | | |
|------------|--|
| ・設置基準 | 1 小学校区に1 運営委員会 |
| ・開設場所 | 小学校の敷地内 |
| ・入会基準 | 市内在住の小学校1～3年生までの留守家庭児童
障害のある留守家庭児童は6年生まで受け入れ可能
申込が多数の場合は最低学年（1年生）から優先して入会。 |
| ・開設期間及び実施日 | 4月1日から3月31日まで（日曜・祝日・年末年始を除く）
週5日以上 |
| ・開設時間 | 小学校授業日：放課後～午後5時
小学校休業日：午前9時～午後5時
ただし、開設時間の1時間延長も可能 |

④運営委員会

各校区において、自治会・PTA・社会教育関係者・保護者・学校長等のうち3団体以上5人以上で構成。業務はクラブ運営についての企画立案、指導者に関する事務・事業予算管理・入会児童の募集・入会決定、保護者負担金の徴収等があります。

⑤指導者

児童の健全育成について、豊富な知識、経験等があり、健康で熱意のある者で、特に資格は問いません。

⑥保護者負担金

会費：月額5,000円 おやつ代：月額2,000円程度

傷害保険料：年額1,670円

生活保護受給家庭児童については、クラブへ申し出があれば会費全額免除。

⑦平成25年度の状況

- ・開設数 53小学校区
- ・入会児童数 2,703人（内4年生～6年生は35名）
- ・開設場所 空き教室：29クラブ 専用施設（プレハブ）：24クラブ
- ・指導者数 370人

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)

1. 従事する者【従うべき基準】

○ 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」)であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)

2. 員数【従うべき基準】

○ 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

○ 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

○ 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするのが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

○ 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるのが適当。
○ 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

○ 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して、優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。
- 児童福祉法の改正により対象年齢が明確化されたことを踏まえ、市町村は、利用希望を把握した上で、必要な者が支援を受けられるよう提供体制の整備を進めていく責務がある。ただし、これは「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管部局間等で放課後の児童の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。
- 障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要。
- 放課後児童クラブの基準により、質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要。

放課後児童クラブの基準について

東大阪市留守家庭児童育成クラブ基準(案)と(国)放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書

【国の従うべき基準】

	本市(案)	国
従事する者	国の基準と同様	「児童の遊びを指導する者」の資格を基本(*P2参照) 必要な知識・技能を補完するための 研修を制度化することが適当(都道府県が実施) 放課後児童クラブなどに従事していた者 を有資格者とするか検討が必要 全員に資格を求める必要はないと考える
員数	国の基準と同様	職員は2人以上配置、うち1人は有資格者とする

【参酌すべき基準】

	本市(案)	国
児童の集団の規模	国の基準と同様 ※ただし、大規模クラブについては複数のクラスに 分割して運営する。	おおむね40人までとすることが必要
施設・設備	国の基準と同様 ※待機児童が出ているクラブから優先し 今後5年間で、段階的に施設の拡充を図る。	児童1人当たりおおむね1.65㎡以上が適当
開所日数	国の基準と同様 開所日 月曜日～土曜日 週6日とする	年間250日以上を原則とし、地域の実情等 を考慮し、事業者が定める
開所時間	国の基準と同様 平日 午後1時～午後6時まで 土曜日 午前8時30分～午後5時まで 長期休業日 午前8時30分～午後6時まで	平日につき1日3時間以上、休日につき 1日8時間以上を原則とし、地域の実情等 を考慮し、事業者が定める

「児童の遊びを指導する者」の基準
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等



留守家庭児童育成クラブ 利用者アンケート調査結果

- 東大阪市教育委員会
- 社会教育部 青少年スポーツ室
- 平成26年3月

本調査を実施するに至った経緯

- 「子ども・子育て支援新制度」が国において創設され、平成27年度より本格施行することとなった。
 - 新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つとして留守家庭児童育成クラブの質の確保、量的拡充を図ることとされている。
- 東大阪市においても、平成25年9月に子どもすこやか部が主導になり東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケートを行った。
- また、平成25年12月に留守家庭児童育成クラブ（以下クラブ）の主管課である当室において、クラブ利用者のより詳細なニーズを把握するため、全利用者に対しアンケート調査を行った。
(回答期間 平成25年12月12日～25年12月26日まで)
- 両調査の結果をふまえ、保護者ニーズ等を把握し施策に反映する必要がある。

留守家庭児童育成クラブ利用者アンケート調査結果について(1)

【回答結果】

配布数	2703件	
回答数	1682件	右図参照
回答率	62.2%	

【回答者内訳】

1年生	755件	44.9%
2年生	568件	33.8%
3年生	334件	19.6%
4年生以上	17件	1.0%
未回答	8件	0.5%

【平日の利用希望時間】

17時台	716件	42.6%
18時台	696件	41.4%
19時台	214件	12.7%
20時台	51件	3.0%
未回答	5件	0.3%

【利用希望学年】

3年生	494件	29.4%
4年生	495件	29.4%
5年生	76件	4.5%
6年生	601件	35.7%
未回答	16件	1.0%

留守家庭児童育成クラブ利用者アンケート調査結果について(2)

項目	長期休暇の希望開所時間		土曜日の希望開所時間	
	件数	割合	件数	割合
8時前	26件	1.5%	20件	2.0%
8時台	1117件	66.4%	651件	64.2%
9時台	465件	27.6%	337件	33.2%
10時以後	5件	0.3%	6件	0.3%
未回答	69件	4.1%	0件	0%

項目	長期休暇の希望閉所時間		土曜日の希望閉所時間	
	件数	割合	件数	割合
17時前	16件	1.0%	50件	4.9%
17時台	763件	45.4%	522件	51.5%
18時台	662件	39.4%	353件	34.8%
19時台	169件	10.0%	81件	8.0%
20時以後	0件	0%	0件	0%
未回答	72件	4.2%	8件	0.8%



確認制度

平成26年3月10日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局



確認制度について

- 確認制度の概要
- 確認制度の流れ
- 定員の設定
- 給付(委託)費支給対象となる条件
 - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準を満たす
 - ②子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たす

確認制度の概要

■ 確認制度とは？

⇒市町村が教育・保育提供施設が「学校教育法」「児童福祉法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく認可を受けている施設・事業かどうかを確認し、各施設の利用定員を定めた上で給付による財政支援の対象とする

【対象となる施設】

前提：学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、に基づく認可基準を満たしている

⇒その上で、子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たす

また、それ以外に子ども・子育て支援法において

- 業務管理体制の整備
- 教育・保育に関する情報の公開が求められている。

運営基準については、国が定める基準を踏まえて市町村が条例として策定していく

確認制度の流れ

■ 事業者

① 設立に必要な条件・設備を整える

- ・施設設備・保育内容
- ・衛生管理・保育士確保
- ・・・など

③ 施設型・地域型給付施設として
財政支援の申請

- ・認可基準を満たす
(学校教育法、児童福祉法等)
- ・運営に関する基準を満たす
(子ども・子育て支援法)

■ 市町村

② 認可

- ・基準を満たしているか判断して
認可を下ろす

④ 給付対象として確認

- ・各施設・事業のタイプに従って
認定区分ごとに利用定員を定める

⑤ 確認後、給付費を支払う

定員の設定

《施設型》

- 保育所
- 認定こども園

利用定員20人以上

- 幼稚園 ⇒最低利用定員は規定無し

《地域型》

- 最低利用定員については今後検討を進める

《各年齢ごとにも設定》

- 1号 3～5才
- 2号 3～5才 もしくは、3才と4・5才
- 3号 0才と1～2才

かつ

- ※保育時間の長さは定員設定では考慮しない
- ※実際の利用児童数が認可定員より上回る／下回る場合の取り扱いは今後検討を進める

給付対象となる条件

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準
- ②子ども・子育て支援法に基づく運営基準

②の運営基準については、国が定める基準を踏まえて市町村で条例として策定する。

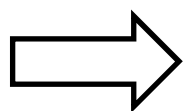
※国が定める基準について

I)従うべき基準

- ・利用定員
- ・小学校就学前子どもの適切な処遇の確保
- ・秘密の保持
- ・健全な発達に密接に関連するもの

II)参酌すべき基準

I 以外の事項



2 IIの参酌すべき基準について本市基準を設定する

また、上記に加えて、

- 業務管理体制の整備
- 教育保育に関する情報の報告及び公表 が施設・事業者に対して求められている

給付対象となる条件

■ ②子ども・子育て支援法に基づく運営基準

(1)利用開始に伴う基準【従うべき基準】

- 提供する教育・保育内容と手続きの説明・同意・契約の方法
- 応諾義務(正当な利用の無い提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込が合った場合の選考方法
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

(2)教育・保育の提供に伴う基準【従うべき基準】

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む)
- 利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外利用の取り扱い)

給付対象となる条件

■ ②子ども・子育て支援法に基づく運営基準

(3)管理・運営等に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定提示
- 秘密保持、個人情報保護 **【従うべき基準】**
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止および事故発生時の対応
- 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）
- 苦情処理
- 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）
- 記録の整備

(4)撤退時の基準 **【従うべき基準】**

- 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜供与）

【従うべき基準】利用開始に伴う基準

<p>教育・保育の内容及び手続きの方法の説明、同意、計約</p>	<p>○施設・事業者が、教育・保育提供の開始にあたって、あらかじめ保護者に対して事前説明を行い、同意を得ることとする</p> <p>○説明事項は、</p> <ul style="list-style-type: none">①運営規定の概要 (施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担(実費徴収・上乗せ徴収を含む))等②苦情処理体制③事故発生時の対応 <p>○手段</p> <p>原則:パンフレット・説明書等の文書の交付とともに説明を行う 電子ファイル等を提供することも可能とする</p>
----------------------------------	--

【従うべき基準】利用開始に伴う基準

<p>応諾義務</p>	<p>原則：利用の申し込みを受けた時は、正当な理由がなければこれを拒んではならない <u>「正当な理由」の範囲・内容</u></p> <p>①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合など</p> <p>○利用申し込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である ⇒必要な措置を講じなくてはならない （他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業者の紹介、市町村のあっせん等）</p> <p>○市町村、施設・事業者が行う連絡調整等 ⇒出来る限り協力することとする</p>
<p>定員を上回る場合の選考について</p>	<p>定員を上回る利用の申し込みがあった場合 ……選考が必要（国の選考基準に基づく）。また、選考方法を明示する必要がある。</p> <p>○教育標準時間認定の子ども…①抽選 ②先着順 ③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等 <u>各施設・事業者があらかじめ選考方法を明示し行う</u></p> <p>○特別な支援が必要な子どもについて ……<u>受け入れ態勢が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できる</u></p> <p>○保育認定を受けた子ども…市町村が利用調整（保育の優先利用）</p>

【従うべき基準】利用開始に伴う基準

支給認定証の確認、申請の援助	○施設利用の開始にあたり、支給認定証の確認(利用期間等)を行う ○申請が行われていない場合 …申し込みの意思を踏まえて申請の援助を行う ※教育標準時間認定の申請 ⇒利用施設の内定後、各施設を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。
----------------	--

【従うべき基準】教育・保育の提供に伴う基準

<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園：幼稚園教育要領 ○保育所：保育所保育指針 ○幼保連携型認定子ども園：幼保連携型認定子ども園保育要領（仮称） ※幼保連携型以外の認定子ども園は幼保連携型認定子ども園保育要領の内容も踏まえる ○地域型保育事業：保育所保育指針に準じる
<p>子どもの適切な処遇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①利用児童の平等扱い ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の乱用防止
<p>連携施設との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設の設定及び連携内容等を明確にするよう努める ○特に、連携施設の関係において <ul style="list-style-type: none"> ①連携施設からの給食外部搬入、嘱託医の合同健診 ②卒園後の連携施設に優先的な利用枠を設定 ※いずれも、協定書等（契約書、覚書等）の締結と、連携関係について情報公表項目として明示していくことを求めることとする ○連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めること

【従うべき基準】教育・保育の提供に伴う基準

上乗せ徴収等の取り扱い	原則：実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収することができることを基本とする ※あり方については、国において公定価格の議論の中で検討を進める
特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外の取り扱い)	○各事業・施設で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等による ※保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている(受けようとしている)ことを事業者・施設が把握した場合 ⇒市町村に対して通知することを求める

管理・運営等に関する基準

運営規定の策定

○運営気手において定めるべき事項を下記のとおりとする

- ①施設・事業の目的及び運営の方針
- ②提供する教育・保育の内容
- ③職員の職種、印数及び職務の内容
- ④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)
※教育に関しては、学期・長期休業日・教育標準時間を含む。
※保育に関しては、保育標準時間・保育短時間の子どもの利用時間帯を含む
- ⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ⑥利用定員
※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める
- ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待防止のための措置に関する事項
- ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項

管理・運営等に関する基準

個人情報管理 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none">○正当な理由がなくその業務上知りえた子ども及びその保護者の秘密をもらしてはならないこととする○職員が退職後も正当な理由なく業務上知りえた情報を漏らすことがないよう施設、事業者が必要な措置を講じることとする○地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ること
非常災害対策・ 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none">○非常祭儀にかかる計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求める ○施設・整備の衛生管理、感染症の蔓延防止のための措置を講ずることを求める

管理・運営等に関する基準

事故発生防止、発生時の時の対応

○下記の措置を講ずることを基本とする。かつ、講じている旨を情報公表の対象とする。

《事故発生(再発)防止》

- ①発生時の対応、報告の方法等について記載した指針を整備する
- ②事故発生した、あるいは危険性がある事態が生じた場合、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備
- ③研修を定期的に行う

《事故発生時の対応》

- ①保護者、市町村に対する速やかな報告を行う
- ②その際、発生時の状況、処置等に関する記録を取る
- ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う

○行政の取り組みの在り方等

- ①特に重大な事故に係る情報の集約、公表
- ②当該事故情報の分析、フィードバック(類似事例の発生防止)
- ③再発防止のための支援や指導監督

管理・運営に関する基準

<p>評価</p>	<p>○自己評価及びそれに基づく改善 ……すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に求める</p> <p>○学校関係者(保護者等)評価、第三者評価 ……受信に努めること(コスト評価は公定価格において検討)</p>
<p>苦情処理</p>	<p>○苦情受付窓口の設置等必要な措置を講ずる</p> <p>○苦情に関して市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力・改善等を行う旨を求める</p>
<p>会計区分</p>	<p>○教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める</p> <p>○財務諸表の公表を求めることを基本とする</p> <p>※今後国において検討</p> <p>①会計上の取り扱いとして、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか</p> <p>②給付費の用途について</p> <p>③会計に係る指導監督の在り方</p>
<p>管理・運営等に関するその他の事項</p>	<p>○勤務体制の確保等 ……職員の勤務体制の設定や必要な研修機会の確保を求める</p> <p>○誇大広告の禁止</p>

【従うべき基準】撤退時のルール

撤退時の ルール	<ul style="list-style-type: none">○給付の対象施設・事業であることの辞退・利用定員の減少<ul style="list-style-type: none">⇒3か月以上の予告期間が必要かつ、現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう その他の施設との連絡調整やその他の便宜の提供を行わなければならない ○当該施設・事業者からの連絡調整等<ul style="list-style-type: none">⇒出来る限り協力すること協力する教育・保育・施設・地域型保育事業者については 利用定員の弾力化にあたって 配慮を行う
-------------	---

情報公表と業務管理体制について

■ 情報公表の取り扱いについて

(1) 概要

施設・事業者に対して、提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告する必要がある

○目的:施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促す

(2) 情報公表の項目

- ①学校教育・保育の理念など施設の運営方針
- ②学校教育・保育の内容及びその特徴
- ③1人の職員が担当する子どもの数
- ④職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数
- ⑤定員以上に応募がある場合の選考基準
- ⑥上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無
- ⑦⑥で「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額等

■ 業務管理体制について

(1) 概要

確認を受けた施設・事業者に対して届出を求める

(2) 届け出

・届け出の内容:介護保険制度、障害児・障害者支援施策と同様

- ①事業所数20未満 ……法令順守責任者の千人
- ②20人以上100未満……法令順守責任者の選任・法令順守規定の整備
- ③100以上……法令順守責任者の選任・法令順守規定の整備・法令順守に係る監査

今回特にご議論頂きたい点

- 国の従うべき基準(職員配置等)は現状を踏まえてより厳格な基準とすべきか
また、参酌すべき基準について現状を踏まえてどの程度の基準とするか

【対応方針案】

原則:現状を踏まえて国の基準と同等とする。参酌基準について、

- 運営規定、非常災害・衛生管理等
 - …国の基準と同等としてはどうか
- 事故発生の防止・発生時の対応
 - …国の基準と同等とすることを原則とし、現状の幼稚園・保育所の実態を踏まえて検討を進めることとしてはどうか
- 評価について
 - …国の基準と同等とすることを原則とし、現状の幼稚園・保育所の実態を踏まえて検討を進めることとしてはどうか
- 苦情処理
 - …国の基準と同等としてはどうか
- 会計の区分
 - …国の基準と同等としてはどうか。その上で実務面に関する事項については国の動向を踏まえて引き続き検討を進めることとしてはどうか

【規定ぶり・規定位置は未定稿・現時点版であり、今後大幅に変更が
ありうる。】

内閣府

○文部科学省令第 号

厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼
保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○

文部科学大臣 ○○ ○○

厚生労働大臣 ○○ ○○

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関
する基準

目次

第A章 総則（第A1条—第A4条）

第B章 学級の編制及び職員に関する基準（第B1条—第B2条）

第C章 設備に関する基準（第C1条—第C5条）

第D章 運営に関する基準（第D1条—第D6条）

附則

第A章 総則

（趣旨）

第A1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定
める基準（以下「設備運営等基準」という。）は、次の各号に掲げる
基準に応じ、当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項
について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等
をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園
（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。
以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第〇条、第
〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、・・・
- 二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項
について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第〇条
、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、・
・
- 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項
について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第〇条

、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、
・
・

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(最低基準の目的)

第A2条 法第十三条の規定により都道府県が条例を定める基準（以下「最低基準」という。）は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第A3条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。）は、その管理に属する法第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と幼保連携型認定こども園)

第A4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、最低基準を超えて、常に、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。

第B章 学級の編制及び職員に関する基準

(学級の編制の基準)

第B1条 満三歳以上の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第B2条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第D3条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。
- 4 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員

第C章 設備に関する基準

（設備の一般的要件）

第C1条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第C2条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第C3条第六項の規定により計算した面積

- 3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
二学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$

$$\left\lfloor \frac{\text{三学級以上} \times 400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)}{\text{三} \cdot \text{三平方メートル}} \right\rfloor$$

□ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

(園舎に備えるべき設備)

第C3条 園舎には、次に掲げる設備（第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 ほふく室又は乳児室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。

一 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル

- 二 ほふく室 満二歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル
- 三 乳児室 満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
- 8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。
- 9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下この項及び第C5条において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
 - 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
 - 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	設 備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同

		条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) <ol style="list-style-type: none"> 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。

四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

五 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。

六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。

（園具及び教具）

第C4条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の施設及び設備の使用）

第C5条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。

第D章 運営に関する基準

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第D1条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の

標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。

（食事の提供）

第D2条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第C5条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。

3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならず、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供方法の特例）

第D3条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（子育て支援事業の内容）

第D4条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第D5条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第五条第一項及び第二項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）
第五条第二項	児童	園児
第九条	入所した者	園児
	入所している者	園児
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四

		条第一項に規定する園長（以下単に「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	園児
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村	教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県（指定都市等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。））の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）
第三十六条	保育所の長	園長
	常に入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。
【以下、附則の規定については検討中】

別表（第B2条関係）【具体的な職員配置基準については、公定価格の
議論において検討中】

園児の区分		員 数
一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人
三 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人
備考		
一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		
二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に依り定める数を合計した数とする。		
三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。		
四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。		

◎幼保連携型認定こども園認可基準(案)

【事務局案・関係者と未調整】

条項	概要	従うor参酌
第A章 総則		
第A-1条	趣旨(従うべき基準、それ以外の基準を規定)	—
第A-2条	最低基準の目的	—
第A-3条	最低基準の向上	—
第A-4条	最低基準と幼保連携型認定こども園	—
第B章 学級の編制及び職員に関する基準		
第B-1条	学級の編制の基準	従う
第B-2条	職員(①保育教諭等・調理員の必置、②保育教諭等の兼任等、③員数、④の例外)	従う
	職員(④他の学校等との兼職可、⑤副園長・教頭、養護教諭等の設置の努力義務)	参酌
第C章 設備に関する基準		
第C-1条	設備の一般的要件	従う
第C-2条	園舎及び園庭(①園舎・園庭の必置、②園舎面積、③園庭面積、④原則同一敷地内又は隣接地への設置)	従う
第C-3条	園舎に備えるべき設備(①職員室、保育室等各設備の設置、②保育室の数、③外搬の場合の調理設備、④小規模園の調理設備(P)、⑤飲料水用設備、⑥保育室・遊戯室・ほふく室・乳児室の面積、⑧園舎は二階建て以下原則、⑨保育室等の設置階)	従う
	園舎に備えるべき設備(⑦放送聴取設備、映写設備等の設置努力義務)	参酌
第C-4条	園具及び教具	参酌
第C-5条	他の施設及び設備の使用(他の学校等との施設・設備の兼用可)	参酌
	他の施設及び設備の使用(保育室等の共用の禁止)	従う
第D章 運営に関する基準		
第D-1条	教育及び保育を行う期間及び時間(①教育週数、②教育時間)	従う
	教育及び保育を行う時間及び期間(③教育・保育時間)	参酌
第D-2条	食事の提供(①保育を必要とする園児への原則自園調理による食事提供義務、②①の園児以外の園児へ食事提供可、③献立等への配慮)	従う
	食事の提供(④食育の達成目標)	参酌
第D-3条	食事の提供方法の特例	従う
第D-4条	子育て支援事業の内容	参酌
第D-5条	(認定こども園である旨の)掲示	参酌
第D-6条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	
	人格の尊重	参酌
	地域との連携等	参酌
	職員の資質向上、研修機会の確保	参酌
	差別的取扱いの禁止	従う
	虐待等の禁止	従う
	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う
	秘密保持等	従う
	苦情への対応	参酌
家庭との連絡	参酌	
附則		
●施行期日		—
●みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置		従う
●既存施設からの移行特例		従う

子ども・子育て支援事業 イメージ

平成26年3月10日

東大阪市

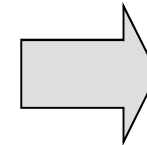
子ども・子育て新制度推進委員会

はじめに

- 子ども・子育て支援新制度は平成27年4月からの施行が予定され、国の審議と並行しながら本市においても、庁内組織の子ども・子育て新制度推進委員会や外部委員による子ども・子育て会議等で検討を進めているところです。
- 国のスケジュールでは平成26年度半ばから年度末までに子ども・子育て支援事業計画策定となっていますが、本市においてはできる限り前倒しを考えて検討を進めております。ただ、計画の基礎となる需要量の算出などのワークシートの国の提示が遅れたため、現時点で子ども・子育て支援事業計画(素案)をお示しするまでには至っておりません。
- このイメージは計画策定に当たっての基本的な方向性をイメージしていただくために作成したものです。

子ども・子育て関連3法案

- 平成24年6月26日衆議院可決
- 8月10日参議院可決
- 質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- 認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待機児童の解消
- 子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実
- 平成25年4月1日から子ども・子育て会議スタート
- 平成27年4月から本格実施



子ども
を産み
育て
やすく

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



認定区分(子ども子育て支援法第19条1項)

- ※新制度を利用するためには認定証が必要に
- 1号認定 幼稚園や認定こども園等
 教育標準時間認定
 満3歳以上
- 2号認定 保育所や認定こども園等
 保育認定
 満3歳以上
- 3号認定 保育所や認定こども園等
 保育認定
 満3歳未満

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

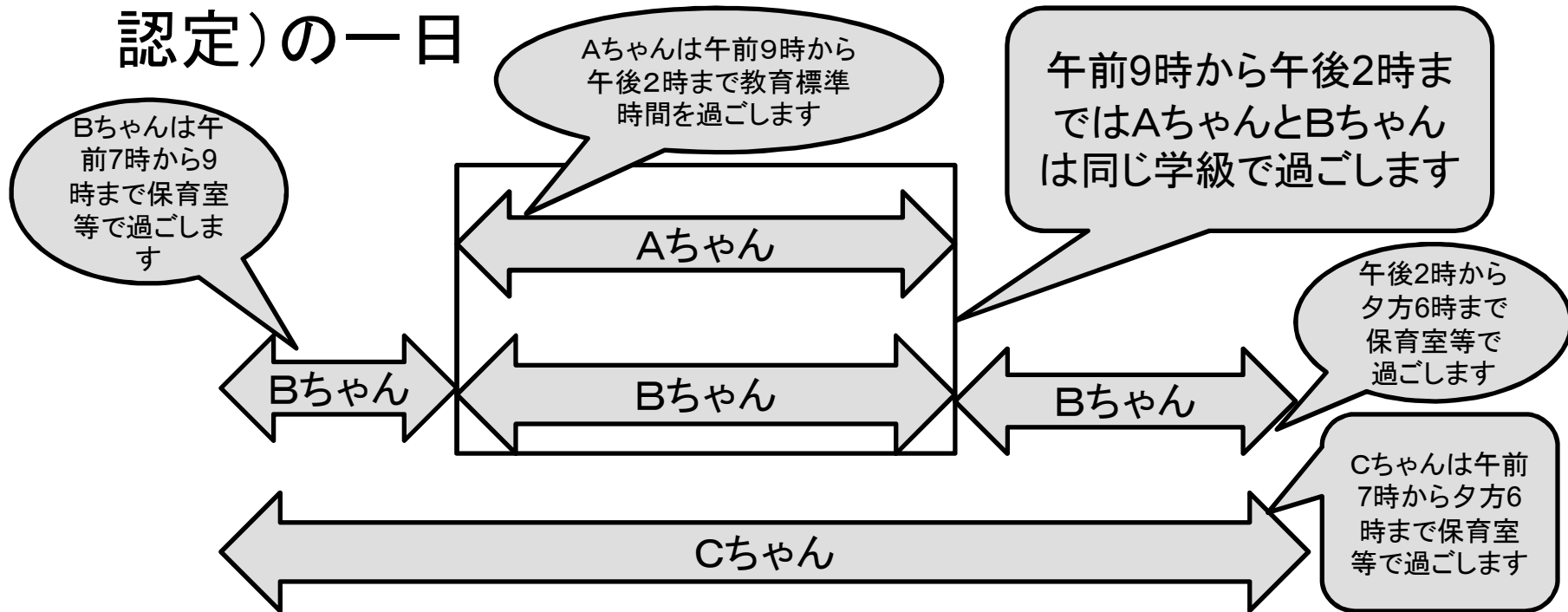
※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

幼保連携型認定こども園とは

- (仮)トライ認定こども園に通う
- Aちゃん(1号認定)Bちゃん(2号認定)Cちゃん(3号認定)の一日



1. 子ども・子育ての現状と課題

【現状】

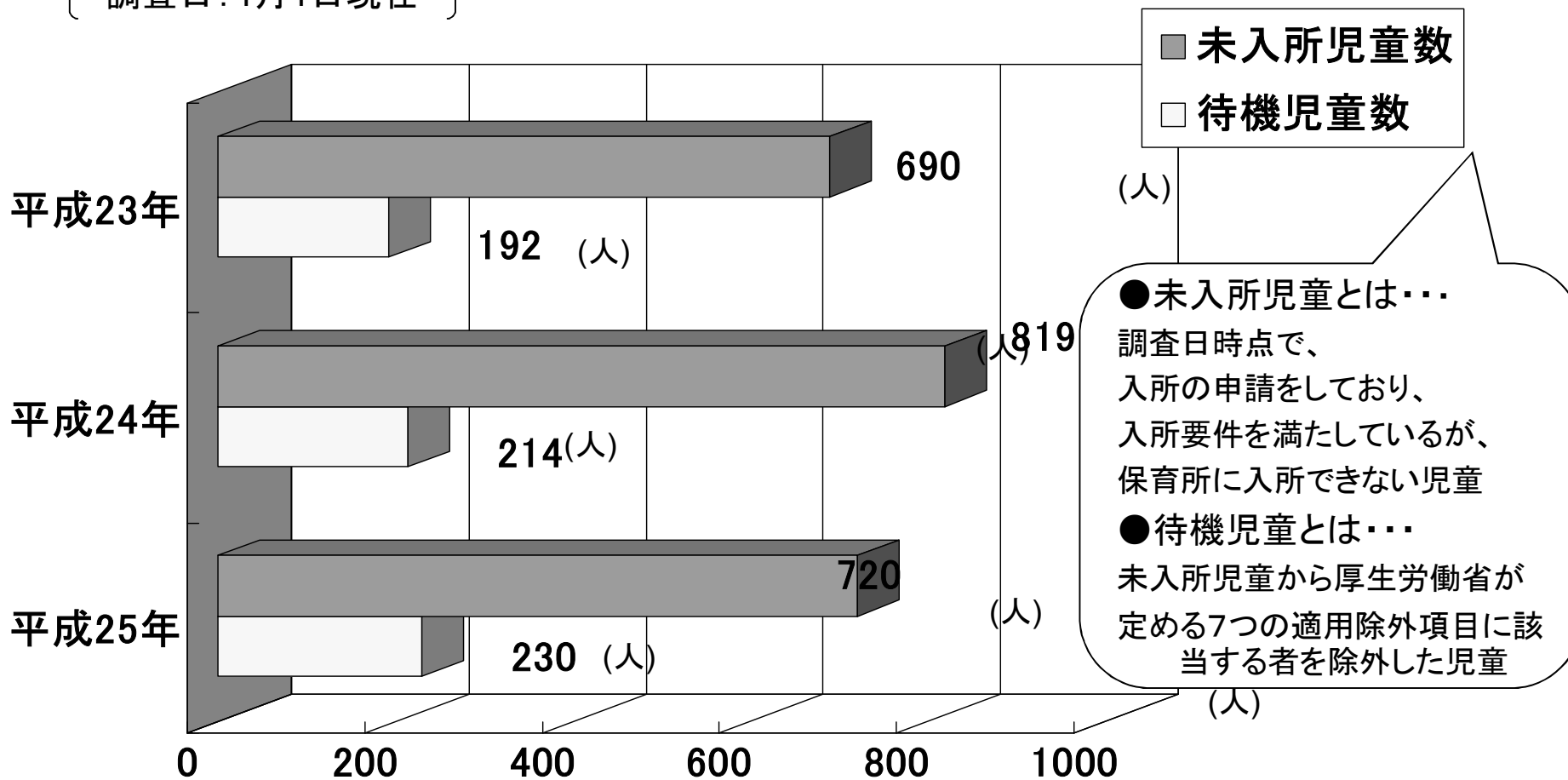
- ・核家族化に伴う地域における孤立化⇒地域力低下
- ・少子化の進行(合計特殊出生率1.27)
- ・リーマン・ショック以降の社会経済情勢と待機児童の増加
- ・一方少子化傾向は変わらず、4歳～5歳については、95.1%(8,209人中在宅児童397人)が保育所(園)もしくは幼稚園に入所。とりわけ幼稚園の定員割れが進んでいる。民間幼稚園の定員充足率73.6%、公立幼稚園の定員充足率46.7%
- ・0歳から2歳で在宅で育てている方が全体の75.1%(11,502人中8,648人)
⇒在宅子育て支援サービスの充実

【課題】

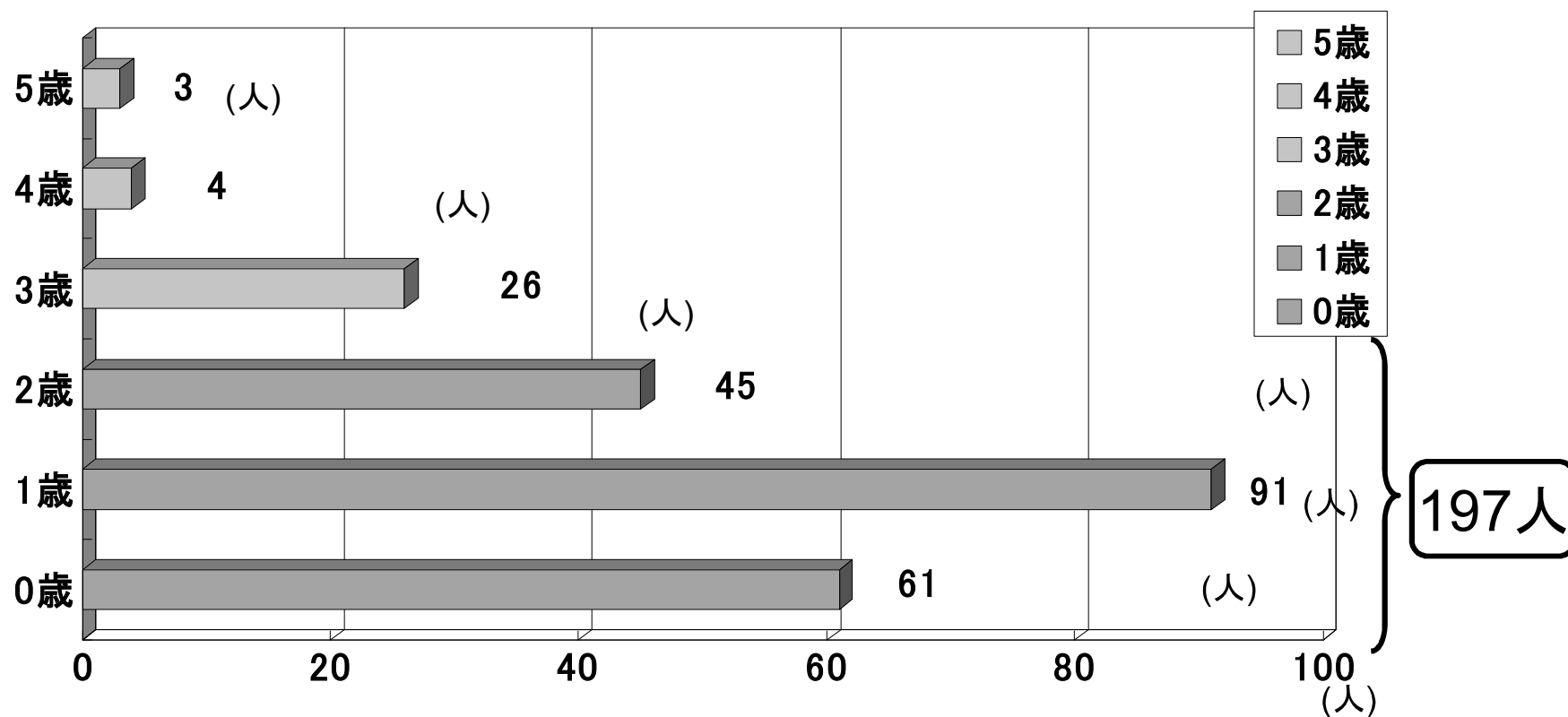
- ・地域子育て支援事業の拡充(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)
- ・在宅での子育て支援強化(育児・子育て相談、一時預かり等、また子育て支援センターなど集まれる場の増設)
- ・待機児童の解消(特に0歳から2歳)⇒幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進
- ・夜間・休日対応型保育の充実
- ・施設の老朽化、耐震化診断の実施
- ・ **最大限現状の社会資源を活用し低コストで子育て支援策を展開**

待機児童・未入所児童数の推移

〔 調査日：4月1日現在 〕



平成25年 年齢別待機児童数



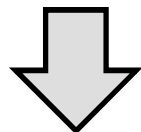
・在宅児童数の現状（平成25年度）

	就学前 児童数	保育所 入所数	幼稚園 入園数	合計	在宅児童数
0歳	3,792人	530人	—	530人	3,262人(86%)
1歳	3,848人	1,026人	—	1,026人	2,822人(73%)
2歳	3,862人	1,298人	—	1,298人	2,564人(66%)
3歳	3,983人	1,479人	1,466人	2,945人	1,038人(26%)
4歳	3,987人	1,507人	2,267人	3,774人	213人(5%)
5歳	4,222人	1,539人	2,499人	4,038人	184人(4%)
合計	23,694人	7,379人	6,232人	13,611人	10,083人

留守家庭児童育成クラブ入会状況					留守家庭児童育成クラブ実施状況		
平成25年5月1日現在							
学年	入会児童数 (A)	入会児童の内 障害者の数	市立小学校 在籍児童数(B)	入会児童割合 (A/B)		平成24年度	平成25年度
1年生	1,173名	28名	3,874名	30.3%	クラブ数	53クラブ	53クラブ
2年生	874名	36名	3,767名	23.2%	空き教室	29施設	29施設
3年生	621名	44名	4,037名	15.4%	専用施設	24施設	24施設
4年生	17名	17名	4,067名		指導者数	360名	370名
5年生	9名	9名	4,288名		在籍児童数	2,673名	2703名
6年生	9名	9名	4,483名		待機児童	47名	62名
合計	2,703名	143名	24,516名	22.8%	市助成金 (予算額)	389,110千円	403,410千円

2. 民間活力で待機児童解消へ

- 待機児童の230人のうち85.7%(197人)が0歳から2歳
 - この傾向は未入所児童でも同じで720人のうち83.5%(601人)が0歳から2歳
- ⇒ 幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等へ政策誘導
- 民間幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行し、また認可外保育所が定員が19名までの0歳から2歳児を保育をする小規模保育施設に移行することを促す

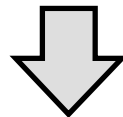


認定こども園の0歳から2歳と小規模保育施設で0歳から2歳の待機児童解消へ

また3歳から5歳の待機児童は、民間幼稚園が認定こども園移行によりこれまでの空きで充足

3. 公立の幼保連携型認定こども園

- ・ 0歳～2歳児についてはこれまでの保育所の社会資源(スペース、体制等)を活用し、3歳以上の1号認定児および2号認定児に対する教育は幼稚園の社会資源(スペース、体制等)を活用して対応。
- ・ 方向性として保育所と幼稚園で公立の幼保連携型認定こども園へ移行。



公立の幼保連携型認定こども園は分園方式や幼保の統合により幼稚園部分に保育所の3歳～5歳児を合流させ、保育所部分での対応を0歳～2歳にすることで、待機児童解消につなげる。

4. 地域子育て支援センターの拡充

- ・ 地域子育て支援・利用者支援(子育て相談・情報提供、公園などでの地域保育サービスなど)
- ・ 必要なときの一時預かり
- ・ 子育て相談や情報提供、各園・子育て支援センターなどでの事業の情報発信
- ・ 公園などでの地域保育サービス(出前保育)
- ・ 親子が参加しての子育て教室
- ・ 子育てサークル・仲間の育成
- ・ 育児用品のリサイクル・交換の場
- ・ 地域拠点としての子育て支援センターやつどいの広場の拡充

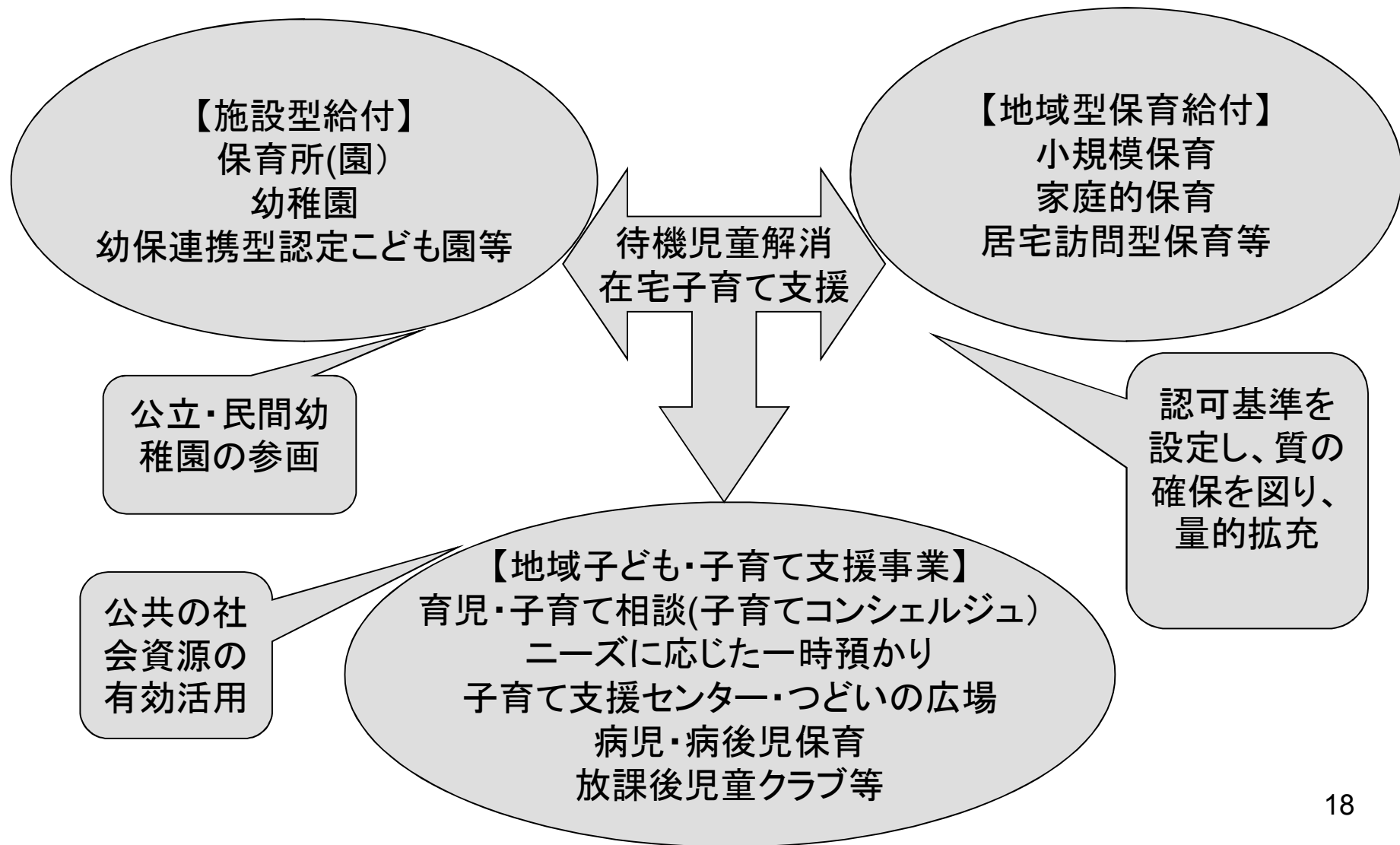
5. アウトリーチ型支援の強化

「公の役割」在宅子育て支援サービスの充実へシフト

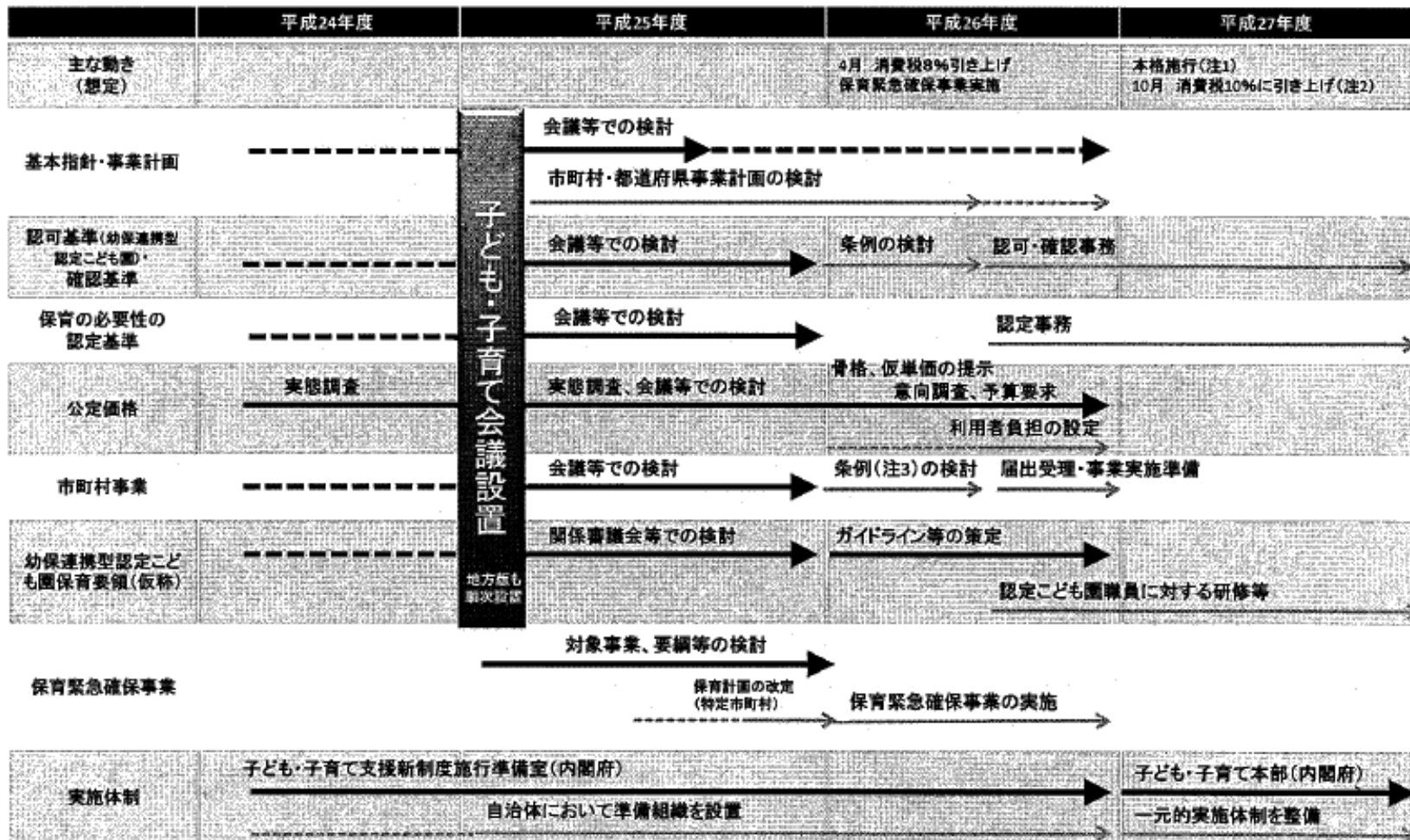
- ・ 母子保健と子育て支援施策との連携
 - ・ 児童虐待防止「声なき声、アウトリーチ」相談支援
- (1)地域での子育て支援の重点施策として家庭訪問(出前相談)サービス
 - (2)こんにちは赤ちゃん事業フォローサービス
 - (3)一時預かり など

子ども・子育て新制度(仮称) イメージ

～待機児童解消・在宅子育て支援に向けて～



参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。
 (注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。